

放送普及基本計画の一部改正案等に対し提出された意見
及び総務省の考え方

意見提出者一覧

No	提出者（提出順）
1	有限責任中間法人日本コミュニティ放送協会
2	個人
3	横須賀エフエム放送株式会社
4	逗子・葉山コミュニティ放送株式会社
5	株式会社エフエムおびひろ
6	株式会社仙台シティエフエム
7	藤沢エフエム放送株式会社
8	水戸コミュニティ放送株式会社
9	株式会社エフエム愛媛
10	稚内市
11	株式会社エフエム仙台
12	株式会社エフエム東京
13	沼田エフエム放送株式会社
14	猿払村
15	コミュニティ・サイマルラジオ・アライアンス
16	日本放送協会
17	えにわコミュニティ放送株式会社
18	綾部市
19	株式会社えふえむ・エヌ・ワン
20	株式会社エフエムあやべ
21	F M なかしべつ放送株式会社
22	株式会社コミュニティエフエムはまなす
23	個人
24	礼文町
25	特定非営利活動法人おおすみ半島コミュニティ放送ネットワーク
26	稚内商工会議所
27	株式会社エフエムラジオ新潟
28	株式会社らむれす
29	株式会社F M なかつ
30	株式会社エフエム小樽放送局
31	室蘭まちづくり放送株式会社
32	個人
33	株式会社エフエム大阪
34	株式会社柏崎コミュニティ放送
35	福知山F M 放送株式会社
36	鎌倉エフエム放送株式会社
37	浜松エフエム放送株式会社
38	株式会社エフエムなよろ
39	株式会社エフエム愛知
40	株式会社F M 鳥取
41	アップルウェーブ株式会社
42	株式会社エフエムくしろ
43	有限責任中間法人日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会
44	個人
45	株式会社ねむろ市民ラジオ
46	四国コミュニティ放送協議会
47	コミュニティ放送を使って地域のつながりを作り子育て・福祉・防災に役立てる会
48	特定非営利活動法人京都コミュニティ放送
49	株式会社F M オホーツク
50	社団法人日本民間放送連盟
51	F M 小田原株式会社
52	株式会社B I P S C
53	ドリームスエフエム放送株式会社
54	個人
55	長岡移動電話システム株式会社
56	地域情報受発信システム実行委員会
57	日本コミュニティ放送協会北陸地区協議会
58	株式会社エフエムわっかない
59	利尻町
60	豊富町
61	稚内農業協同組合
62	社会福祉法人稚内市社会福祉協議会
63	宗谷岬町内会
64	坂の下町内会
65	個人
66	個人
67	個人
68	個人
69	個人
70	個人
71	個人

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
1	有限責任中間法人日本コミュニティ放送協会	<p>今回の改正案は、コミュニティFM局の全国組織である当協会の要望に叶うものと考えております。改正案に賛同いたします。</p> <p>今後のコミュニティFM局の事業運営を検討する中でコミュニティFM局についての受信環境の改善を求める要望が特にありましたので、協会として意見を提出させていただきます。</p> <p>近年の市町村合併の進展や広域な市町村を持つ一部の地域においては、現行の20Wでは市町村域を十分にカバーできない場合もあります。一方で、コミュニティFM局は全国的に増加を続けており、コミュニティFM局が未だ開局されていない市区町村においても新規開局の計画がある場合があり、増力の可能性については他の既存局に混信障害を与えないことはもちろん、そうした新規開局の計画についても十分に把握して開局の障害とならないよう個別に検討していく必要があります。</p> <p>このため、コミュニティFM局のうち市町村域を十分にカバーできない局について、新規開局の計画中の無線局も含む他の無線局に混信障害を与えないことを前提として、世帯カバーの向上の技術的対応として増力以外にないような場合には、例外的に増力が認められないかを総務省で審査することを検討していただきたい。</p> <p>また、中継局の設置についても、他の無線局に混信障害を与えないことを前提として、同一周波数を使用する中継局を設置することが技術的に困難な場合には、例外的に異周波数の利用が認められないかを総務省で審査することを検討していただきたい。</p>	本改正案を支持する御意見として承ります。
2	個人	<p>都市居住者において、コミュニティ放送は非常に聴取が困難であるのが非常に残念です。都心部での徒歩移動時や在宅時にコミュニティ放送を聴きたいのですが、電波が受信しづらく、放送されている情報がきちんと聴き取れないことが多いのが実情です。</p> <p>出力アップや中継局の活用によって、”都心部の実質的難聴地域がの解消”を望みます。それにより、より多くの市民がコミュニティ放送にアクセスできることになり、有事はもちろん、平時からも、地元情報や行政情報の利益を享受できるものと考えます。</p> <p>都心部においても、柔軟な対応と明確な審査基準の策定を望みます。</p> <p>よろしくご検討くださいますよう、よろしくお願い致します。</p>	<p>都市部においては、周波数が逼迫しており、コミュニティ放送局が未開局の市区町村における開局要望への周波数の割当てさえも出来ないところが多くあります。したがって、そうした地域においては、例外的な増力も認めることが出来ないと考えます。</p> <p>御要望の点につきましては、今後の検討に当たっての参考として承ります。</p>
3	横須賀エフエム放送株式会社	<p>弊局は、最大送信出力1Wにて平成6年12月3日開局し、開局15年目を迎えています。</p> <p>三浦半島のほぼ中心に位置する横須賀は、谷戸が多く、起伏が激しいという地形的な特徴を有しています。</p> <p>そこで地域受信者に、少しでもクリアな送信を行い、良好な受信状況を実現したい、との観点から中継局を2局設置、光ケーブル利用による同一周波数、同期放送を取り入れました。</p> <p>その後2度の増力を経て、現在、田浦送信所は20W、久里浜中継局は1W、武中継局は2Wで運用しています。</p> <p>しかしながら、他の無線局、エリア内での混信を回避するため、中継局の運用は最大には程遠い出力で行っていません。</p> <p>経済環境が悪化する中、安定的な経営を続けるためには、エリア内での更なる受信状況の改善は重要なファクターであることは間違いありません。</p> <p>「放送普及基本計画の一部改正案等に対する意見募集」に関し賛成の意見を提出します。</p> <p>コミュニティエフエム放送について、限られた電波の有効利用及び受信者の利便性の向上を図る観点から、放送区域を一つの周波数でより効率的にカバーする場合、空中線電力については、他局への混信を与えない範囲において許可するものとしていただきたい。</p> <p>また、同一周波数による中継局の設置についても容易な設置が可能となるよう方策の検討をお願いします。</p> <p>本改正案により、全国で数多くのコミュニティ放送事業者の永年の「宿命」ともいえる「エリア内難聴」と市町村の平成の大合併による「難聴地域出現」の解消手段となることを期待し、地域活性化を担う、インフラとしてのコミュニティエフエム放送の置局が増加するよう、早期の法制化を希望いたします。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとしてされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。</p> <p>中継局設置に係る御要望の点につきましては、今後の検討に当たっての参考として承ります。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
4	逗子・葉山コミュニティ放送株式会社	<p>逗子・葉山コミュニティ放送株式会社は神奈川県逗子市と同三浦郡葉山町の1市1町、総面積17.4平方キロ、37521世帯、人口91973人の「一部」を放送区域としますが、海と山に囲まれた起伏に富んだ地形で、コミュニティ放送に認められる最大の空中線電力20ワットで放送しても葉山町の面積の15%を占める木古庭地区全域で総務省告示に示す電界強度に達しないだけでなく、山陰に当たる多くの地区で受信が困難になっています。</p> <p>さらに、最近の新築住宅の多くがコンクリート造マンションか木造モルタル住宅が大部分で、構造的に電波遮蔽効果があり受信に大きな影響があります。</p> <p>その一方で、逗子市、葉山町共に災害時の情報伝達に弊社放送への割込みを利用しており、受信不能または困難地区があることにより行政より問題を指摘されています。</p> <p>そこで、弊社ではインターネット放送で電波による放送を補完していますが、これも大災害時の停電や通信回線の障害には対応できず不安が残り、増力が急務の課題と考えています。</p> <p>したがって、今回例外的にでも、20Wを超える空中線電力を可能とする改正案に賛成をいたします。</p> <p>制度の運用にあたっては、以下の点をご配慮いただくよう要望します。</p> <p>米国版コミュニティ放送と言えるLPFM(Low Power FM)の場合、空中線電力を「100ワット以下」とし、設立局のほとんどがその出力を99ワット内外にしていることにはそれなりの根拠があると思えます。</p> <p>例外的にせよ空中線電力を設定する場合にはこの米国例もぜひご参考にしていただきたいと存じます。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p>
5	株式会社 エフエムおびひろ	<p>㈱エフエムおびひろがある帯広市は隣接する音更町、幕別町、芽室町の1市3町を帯広圏とする地方拠点都市地域に指定されているほか、3町から帯広市内への就業・就学する人口は14000人以上と経済圏及び生活圏は一体化しております。また、当局は、災害時には当該地域住民への迅速かつ正確な情報提供協力を行う「災害時における非常放送に関する協定」を帯広市、幕別町、音更町と締結しております。</p> <p>しかしながら、帯広市は本州の都市部と違い広大な面積を持つことから、現行の20ワットの空中線電力では不到達地域をかばりすることはできません。また「災害時における非常放送に関する協定」を締結している音更町、幕別町におきましても電波の不到達地域が大きい状況であります。</p> <p>したがって、今回の放送普及基本計画の一部改正案の「他の無線局に混信を与えないものであること」「当該放送をおこなおうとする地域の世帯力カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない」等一連の改正案は、放送を聞くことができなかつた多くの住民の情報デバイドの解消を願い、㈱エフエムおびひろとして、賛成をいたします。</p> <p>以下、制度の運用に関して要望いたします。</p> <p>電波法関係審査基準の改正案で、中継局設置について触れておりますが、コミュニティ放送局の多くは中継局設置のための費用負担は経営を圧迫することから、結果的に中継局設置を断念せざるを得ないことが予想されます。したがって、北海道十勝のような広大な地域で電波の混信が認められない等、条件が整った場合における空中線の増加申請についてはご配慮くださいますようお願いいたします。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。</p> <p>また、コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。</p> <p>増力と中継局設置との関係については、例外的な増力のためには、世帯力カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。</p>
6	株式会社 仙台シティエフエム	<p>㈱仙台シティエフエムは開局以来、高層ビルが林立する都心部や新興住宅地の開発などで当該地域に次々に新たな電波の不到達地域が発生し、これまで3度にわたり送信所の改修工事をしてきました。さらにそれらの解消の手段としてストリーミングでのインターネット配信をすることで、難聴地域住民へのサービスを改善してきました。</p> <p>したがって、難聴問題の解決に資する今回の「空中線電力の値必要最小限のもの」にし、例外的にでも20Wを超える空中線電力とする門戸が開かれることは、難聴対策に取り組んできた弊社としては、訓令案に賛成をするものです。</p> <p>以下、制度の運用に関して要望いたします。</p> <p>今回、審査基準が明確化されたことにより、具体的な検討に着手する可能性もありますが、諸条件に適合しない、または設置運営コストを考えますと難聴地域の解消における作業は必ずしも容易にはいかないのが現状といえます。</p> <p>また隣接する行政区にあったコミュニティ放送局が開局したことにより、地元住民からのコミュニティ放送局の開局を再度望む意見があることに加えて、同じく隣接する別の行政区ではコミュニティ放送局の開局予定はないが、地元住民からは地元コミュニティ放送局の開局が強く望まれている地域があり、これら住民の声のある地域への放送区域の拡大についてもご検討を頂ければ幸いです。</p> <p>今般の法改正につきまして、当該局の財政並びに各種事情等にもご配慮いただき、最大限の制度運用についての許可をいただきますようお願いいたします。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。</p> <p>また、コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
7	藤沢エフエム放送株式会社	<p>J C B A（日本コミュニティ放送協会）の全国コミュニティ放送局難聴地域アンケートによると83%の放送局が「自社の放送エリア全域に電波が届いていない」と答えています。（平成20年10月実施）</p> <p>当社エリア内においても、全く聴取できない、雑音が多く聞きにくい等の声が寄せられています。この難聴地域対策の一環として、当社ではサイマルラジオ（地上波と同時にストリーミングでインターネット配信）を行っています。</p> <p>しかし、インターネットによる聴取は、“地上波と異なりどこでも聞ける”というラジオの特性を生かせません。特にコミュニティ放送の重要な役割である災害時におけるコミュニティ放送の機能を発揮できません。当社は、藤沢市はもとより茅ヶ崎市、寒川町とも防災協定を結び、災害時の対応に備えています。</p> <p>こうした状況の中、例外的にでも、今回の20Wを超える空中戦電力とする門戸が開かれたことは、難聴対策に取り組んできた当局としては、訓令案に賛成するものであります。</p> <p>今後検討すべき課題は多くありますが、コミュニティ放送の現状にも御配慮いただき、難聴問題が一日も早く解決できますようお願い申し上げます。</p>	本改正案を支持する御意見として承ります。
8	水戸コミュニティ放送株式会社	<p>近年、自治体の再編により、既存の「地域」の範囲も大きく変貌を遂げました。水戸市の場合も隣接の「内原町」を吸収合併し、新たな水戸市が誕生しました。そのため、新水戸市としての「旧内原町地区」へは、現在の出力では思うように電波が届かず、「旧内原町地区」が、当局の水戸市内難聴地域になっています。例えば、「水戸市内公民館情報」番組等に市民が出演し、広報活動にいくら力を入れても、「旧内原町地区」の方々には、それを聴取できない不都合が生じてしまっているのです。従って、水戸市からは、早く公平な受信環境になるよう努力して欲しいと熱望されています。</p> <p>また、水戸市に隣接する、ひたちなか市・那珂市・笠間市・大洗町・茨城町からも当局の放送が歓迎されており、これらの各教育委員会・小学校・中学校の協力で児童の出演する番組等に、教育関係者や児童・生徒の保護者から大きな関心が寄せられています。ただ、残念ながら、これらの地域では一部でしか聴取できないことから、小学生自身の作文朗読など、ラジオ放送後「同時録音CD」を渡し、保護者等に聞いてもらっているところでした。特に、大洗町には原子力関係の施設があり、万が一の原子力関係災害発生時には、ラジオが速報手段として大いに期待されています。1999年9月30日に発生した東海村原始力施設でのJCO臨海事故の際には、スポンサーの協力により避難場所の確保ができた、現地の最新情報をいち早く伝えたりと、当局の放送が大きな役割を果たしました。</p> <p>この時痛切に感じたことは、もう少し遠くまで電波が届いていたなら、もっと多くの方々の不安を取り除くことができたのではないかとことでした。それは、この事故の時、半径10KM、10万世帯31万人に屋内退避要請が出ており、水戸市の一部もこの範囲に入っていたからです。また、ひたちなか市・那珂市には市役所からの緊急時無線放送はありますが、これらの地域の聴取者からは、明瞭で感度の高いFMラジオの情報提供を切に求められたのでした。</p> <p>笠間市は、陶芸をはじめ「芸術文化の町」として全国の人々に広く知られている所です。笠間市からは、多数の芸術文化情報を当局に寄せていただいております。そのつど放送を通じて情報を発信し、聴取者から歓迎されています。笠間市の当局に対する関心度は相当に高いものがあります。茨城町の場合は、ひたちなか市にあるケーブルテレビを通じ、町情報番組を放送しているほど、放送に対する取り組みは、他の市町以上に真剣そのものです。</p> <p>水戸市は仕事する町であり、隣接する市町はそのベットタウンといってもいい場所です。水戸市を中心に、半径15KM～20KMの周辺地域から毎日通勤される方々が大勢います。通勤者からは、せめて通勤圏内で聞こえるラジオ放送を実現して欲しいと望まれています。</p> <p>コミュニティ放送は文化と福祉の向上、災害時における的確な情報提供のできるメディアとして、ますます期待されています。茨城県には県域FM放送局がありません。当局は県都にあるラジオ局として、水戸市を中心に、それを取り巻く隣接市町の地域生活に密着した放送に努めたいと思います。そのためには、水戸市内全域はもとより隣接市町の聴取者にとって、安定した放送の受信が可能な電力の増加をお願いする次第です。</p>	コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。御要望の点につきましては、今後の検討に当たっての参考として承ります。

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
9	株式会社 エフエム愛媛	<p>1. コミュニティ放送は市区町村の一部の区域において、生活情報、行政情報、観光情報等の地域に密着した情報を提供するため、限定的なサービスとして制度化されたものであり、県域FM放送局とは明確な区別やすみわけが存在し、放送区域を限定的に捉える考え方はコミュニティ放送制度の根幹である。市町村合併等の事情があるにせよ、放送区域の行き過ぎた拡大によって県域FM放送局との区分を曖昧にしてはならない。放送区域の行き過ぎた拡大を避けるため、空中線電力の現行規定は今後も堅持すべきであるとともに、例外的に原則を越えて空中線電力の増力を認める場合、慎重かつ限定的に取り扱うべきであるとする。</p> <p>2. 改正案「第5放送関係 4超短波放送局 (1)コミュニティ放送局 力 空中線電力について」において、(ア)～(エ)の条件を満たす場合に限り20Wを超える空中線電力とすることができるとあるが、(ア)の既存の放送局に対する混信を与えない、という条件については、既存FM放送局の聴取エリアおよび放送波中継回線に影響を及ぼさないよう慎重に配慮すべきであり、被混信対象となる既存放送局と確認を行い、混信の有無を判断すべきであるとする。</p> <p>3. 平成11年にコミュニティ放送局が20Wに増力された時、同時に県域FM放送局の置局基準(空中線電力の増力など)の見直しも検討されたが認められなかった経緯がある。電気通信技術審議会の答申にある「標準的な受信形態」(4m高ダイポールアンテナによる固定受信)は、現在における実質的な聴取形態とはかけ離れており、現実的な想定とは言い難く、今後は県域FM放送局の置局基準の見直し(空中線電力の増力など)を早急に図るべきであるとする。</p>	<p>1 コミュニティ放送の定義、及び原則として空中線電力は20W以下で必要最小限のものとするについては、今回改正しません。</p> <p>2 本改正案では、他の無線局への干渉を与えないことを前提に、例外的に増力を認めることとしており、その審査は既存局へ混信を与えないように十分に行われる必要があると考えます。</p> <p>3 本改正案の内容とは直接の関係はありませんが、御要望の点につきましては今後の検討に当たっての参考として承ります。</p>
10	稚内市	<p>稚内市を中心とする宗谷総合振興局管内の面積は、滋賀県を上回り長崎県に匹敵する広大な面積を有しており、加えてこのエリアにおいては、現在、FMコミュニティ放送は1局のみであり今後も開局予定は無い状況です。現在は、その放送エリアとしては、稚内市と隣接する町村の一部しかカバーできておりません。稚内市においても場所によっては電波が届かないところもあります。</p> <p>本市にあるFMコミュニティ放送局は、数年前、大規模な火災災害が発生したおり、どのメディアよりも迅速に的確な情報を発信し被災者や市民の安全に大きな貢献をはたしました。また、災害だけに止まらず地域情報を発信し観光振興等地域のまちづくりや地域住民の生活になくはならないものとなっております。</p> <p>平成15年に特区申請を行った際には、稚内市以外の宗谷総合振興局管内の自治体にアンケート調査を行い同意を得ている状況です。</p> <p>今回の貴省の改正については地域の振興や住民の安全安心の確保に寄与するものであり、ぜひとも実現していただきたいと思っております。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。</p>
11	株式会社 エフエム仙台	<p>改正案「第5放送関係 4超短波放送局 (1)コミュニティ放送局 力 空中線電力について」において、(ア)～(エ)の条件を満たす場合に限り20Wを超える空中線電力とすることができるとあるが、(ア)の既存の放送局に対する混信を与えない、という条件については、既存放送局の聴取エリアに影響を及ぼさないよう慎重に配慮すべきであり、被混信対象となる既存放送局と確認を行い、混信の有無を判断すべきである。</p>	<p>本改正案では、既存の放送局を含む他の無線局への干渉を与えないことを前提に、例外的に増力を認めることとしており、その審査は既存局へ混信を与えないように十分に行われる必要があると考えます。</p>
12	株式会社 エフエム東京	<p>1. 改正案「第5放送関係 4超短波放送局 (1)コミュニティ放送局 力 空中線電力について」において、(ア)～(エ)の条件を満たす場合に限り20Wを超える空中線電力とすることができるとあるが、(ア)の既存の放送局に対する混信を与えない、という条件については、既存放送局の聴取エリアに影響を及ぼさないよう慎重に配慮すべきであり、被混信対象となる既存放送局と確認を行い、混信の有無を判断すべきである。</p> <p>2. 平成11年にコミュニティ放送局が20Wに増力された時、同時に県域FM局の置局基準(空中線電力の増力など)の見直しも検討されたが認められなかった経緯がある。現行の電気通信技術審議会の答申にある「標準的な受信形態」(4m高ダイポールアンテナによる固定受信)は、現在における実質的な聴取形態とはかけ離れており、現実的な想定とは言い難く、今後は県域放送局の置局基準の見直し(空中線電力の増力など)を早急に図るべきである。</p>	<p>1 本改正案では、他の無線局への干渉を与えないことを前提に、例外的に増力を認めることとしており、その審査は既存局へ混信を与えないように十分に行われる必要があると考えます。</p> <p>2 本改正案の内容とは直接の関係はありませんが、御要望の点につきましては今後の検討に当たっての参考として承ります。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
13	沼田エフエム放送株式会社	<p>コミュニティ放送の空中線電力等に関し例外的措置を可能とするため、放送普及基本計画及び電波法関係審査基準の一部改正案による、コミュニティ放送に係る規定の整備が行われる今回の改正案に対して賛成の意見を申し上げます。</p> <p>当社はもとより全国各地のコミュニティ放送局にとり、大変ありがたく悲願であった事が叶う事と存じます。空中線電力はこれまでの経緯から1w 10w 20w と上限が改正されてまいりましたが、今回の改正案では必要な所に必要な値になり、全国各地域自治体の形状も、山岳地形も異なる各局にあって、例外規定といえ柔軟な判断を可能とした事は正に画期的な改正案と存じます。</p> <p>超短波放送の置局基準について受信環境の改善及び更なる周波数の有効利用の観点から、受信形態の変化に対応した送信空中線設備の選択の自由度を高めて戴きたいと存じます。</p> <p>中継局におけるその周波数が主たる周波数と異なる周波数を使用できることで、難聴地域の解消が可能となり、同一行政区内の住民に対し情報の共有化がこれまで以上に可能となる事は、災害発生時を始め、通常時であっても地域経済の活性化のための広告放送などでコミュニティ放送局が有効に機能し、放送事業をもって、地域に貢献する処がより拡大されるものと思慮されます。市町村合併による難聴地域解消の手段となることを期待するものであります。</p> <p>改正案の早期の法制化を希望いたします。</p>	本改正案を支持する御意見として承ります。
14	猿払村	<p>コミュニティ放送は、域内の情報伝達手段として有効と考える。</p> <p>近年、一般家庭へのインターネットの普及に伴い、地域間の情報格差は減少しているとは言われるものの、高齢者世帯をはじめとして身近な情報収集にはテレビやラジオが欠かせず、特に、地域密着型メディアとしてはFMコミュニティ放送の果たす役割は多大である。</p> <p>本村において受信可能なFM放送はNHK-FMの1局であり、今後においても本村内で放送局開局の予定はなく、管内唯一、稚内市においてFMコミュニティ放送を実現している『FMわっぴー』にあっては、本村においては受信不可である。</p> <p>今般の放送普及基本計画及び電波法関係審査基準の一部改正案については、前述の『FMわっぴー』の本村をはじめ宗谷全域への放送網拡大による地域情報の共有化などまちづくりへの貢献が期待できる。</p>	本改正案を支持する御意見として承ります。コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。
15	コミュニティ・サイマルラジオ・アライアンス	<p>コミュニティ・サイマルラジオ・アライアンス（CSRA）は、コミュニティ放送局の電波が不到達地域があることで、本来、情報を共有することができる地域住民内での情報デバインドを解消するために、インターネットを活用することを選択したコミュニティ放送局の有志で構成されています。</p> <p>かねてより当該地域に電波の不到達地域を抱えておりましたことに加え、市町村合併において、置局当時と当該地域が拡大したことから難聴地域問題を喫緊に解決しなければならない課題として浮上し、苦労の末に地上波と同時にストリーミングでインターネットに配信することに活路を見出しました。</p> <p>したがいまして、難聴問題の解決に資する今回の「空中線電力の値必要最小限のもの」にし、例外的にでも20Wを超える空中線電力とする門戸が開かれたことは、難聴対策に取り組んできたCSRAとしては、訓令案に賛成するものです。</p> <p>以下、制度の運用に関して要望いたします。</p> <p>今回、審査基準が明確化されたことにより、具体的な検討に着手するメンバー局もある一方で要件を満たすことができず、難聴地域を抱えたままのメンバー局もあります。加えて、新たに置局を検討するにあたり、中継局の可能性も含めると、計画段階でのコストが非常にかかることが想定されます。地域で開局をしたいとする希望に対して、開設に係るコストが重荷になり、開局を断念する、あるいは継続が困難ということも想定されます。CSRAは、今後、通信と放送がそれぞれに補完をしあいながら、相乗効果が生まれるような技術進歩があると考えられることから、インターネットを利用し、可能性を模索しております。</p> <p>従いまして、当該局の財政並びに各種事情等にもご配慮いただき、開設の許可をいただきますようお願いいたします。</p>	本改正案を支持する御意見として承ります。コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。 <p>増力と中継局設置との関係については、例外的な増力のためには、世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。</p> <p>御要望の点につきましては、今後の検討に当たっての参考として承ります。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
16	日本放送協会	<p>意見 1 例外的な措置として、20Wを超える空中線電力や主たる周波数と異なる周波数を指定する場合には、既存の無線局へ混信を与えないように十分に審査が行なわれることを要望します。また、万が一混信が発生した場合には、免許人若しくは事業主体の責任により速やかに対処するよう総務省において指導されることを要望します。</p> <p>意見 2 当該放送を行おうとする地域の周辺の市区町村における新たな中継局設置への影響については、原案では、コミュニティ放送局及び一般放送事業者のみが審査基準の対象とされていますが、協会についても同様の扱いとされることが必要であると考えます。</p>	<p>1 本改正案では、既存の放送局を含む他の無線局への干渉を与えないことを前提に、例外的に増力を認めることとしており、その審査は既存局へ混信を与えないように十分に行われる必要があると考えます。</p> <p>2 「及び県域放送を行う一般放送事業者」を「並びに協会及び県域放送を行う一般放送事業者」として、協会の新たな中継局設置への影響についても追加します。</p>
17	えにわコミュニティ放送株式会社	<p>弊社がある恵庭市は、北海道石狩支庁管内南部に位置し、市域としては東西に長く中西部は原野と山岳という地理特性があります。また、広大な自衛隊演習場が(恵庭南地区と島松地区に)2つあり、特に恵庭市北縁に位置する島松地区は様々な条件が重なり電波の状況が不良であります。現在(2009年5月)総人口は68,000人以上と経済圏及び生活圏は一体化しており、災害時には当該地域全住民への迅速かつ正確な情報提供協力を行う「災害時における非常放送」を当局は担っております。</p> <p>しかしながら、恵庭市は本州の都市部と違い特異な面積を持つことから、現行の20ワットの空中線電力では不到達地域をカバーする事が出来ません。</p> <p>島松地区以外におきましても電波の不到達地域(難聴地域)が多い状況であります。</p> <p>したがいまして、今回の放送普及基本計画の一部改正案の「他の無線局に混信を与えないものであること」「当該放送をおこなおうとする地域の世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない」等一連の改正案は、放送を聞くことができなかつた多くの住民の情報デバイドの解消を願い、弊社「えにわコミュニティ放送株式会社」として、賛成を致します。</p> <p>以下、制度の運用に関して要望いたします。</p> <p>電波法関係審査基準の改正案で、中継局設置について触れておりますが、コミュニティ放送局の多くは中継局設置のための費用負担は経営を圧迫することから、結果的に中継局設置を断念せざるを得ないことが予想されます。</p> <p>したがいまして、北海道十勝のような広大な地域で電波の混信が認められない等、条件が整った場合における空中線の増加申請についてはご配慮くださいます様お願い致します。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のもととされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。</p> <p>増力と中継局設置との関係については、例外的な増力のためには、世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。</p>
18	綾部市	<p>本市の放送による行政情報発信は、全世帯のうち市街地を中心とする約70パーセントをコミュニティ放送で、残る30パーセントを旧来の有線放送及びオフトーク通信でカバーしています。コミュニティ放送は、迅速かつ簡単に情報が得られる方法として有効ですが、一部の地域では聴取できず、全市域を公平にカバーする情報伝達手段の確保が課題となっています。</p> <p>また、有線放送及びオフトーク通信は、いずれも放送設備が老朽化しており、既に更新時期となっていますが、今後は技術的な発展性や放送設備のサポートが見込めず、更新計画はありません。また、光ファイバーの整備も財政負担の面から現実的ではありません。開局11年目を迎えた本市のコミュニティ放送は、行政情報のほか、きめ細かな生活情報や企画・取材番組、緊急防災情報を提供しており、地域密着型の放送局として市民に親しまれ、安全・安心の暮らしにも欠かせない存在となっています。</p> <p>本市は合併していませんが、347.11平方キロメートルと広大な市域を有し、その多くを中山間地が占めているため、特に空中線電力の増力は、難聴地域を大幅に減らし、市域全体へ公平な情報提供を目指す上で最も有効な手段と考えられます。</p> <p>また、当該改正が実施されますと、既存のコミュニティ放送を有効活用することができます。このことは、有線放送及びオフトーク通信設備の代替手段を新たに構築するよりも、比較的安価な方法で聴取域が拡大できるだけでなく、リスナーの増加に伴って、市民生活に不可欠な放送局の安定経営にもつながるものと予測されます。</p> <p>今回の改正案は、市町村合併により面積が増加した自治体で、聴取エリアを拡大することを想定したものです。が、本市のように元来、地形的な難聴問題を抱えている自治体もありますので、速やかに法改正を進めていただくよう要望いたします。</p>	<p>本改正は市町村合併の行われた地域に限定したものではありませんが、本改正案を支持する御意見として承ります。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
19	株式会社 えふえむ・エヌ・ワン	<p>コミュニティ放送局は、地域のテレビ・ラジオ局では扱いきれない、よりきめ細かな情報を地域住民に提供することで、安心・安全の地域づくりに貢献することを目的として位置づけられています。</p> <p>しかし必ずしも、1地域は1自治体と合致する概念として捉えるには難しく、したがって、1自治体に1放送局という現今のコミュニティ放送局の考え方では、上記目的を十分に達成するには桎梏となっています。空中線電力の上限を改める今回の放送普及基本計画の一部改正案等は、これらの諸問題を解決する可能性を有しており、賛意を表するものです。</p> <p>(株)えふえむ・エヌ・ワン(愛称FM-N1)は、地元の自治体である野々市町と協力しながら、年間500時間を超える行政広報番組などを通して地域の発展、住民の福祉増進に努めてきました。同町は人口が5万人を超える半面、面積が13.56平方キロメートルと狭く、効率的な行政の展開を図るため隣接する白山市と白山石川広域事務組合を組織することで、住民の付託に応えています。</p> <p>公立病院の経営と広域圏消防の体制確立。ごみ処理施設の運用や斎場の管理。住民の生命と財産を守る警察署の管轄と広域圏の一致があります。また、税務署、教育関係の人事異動、保健所など国、県の行政機構も同一管内となっています。休日・日曜当番医に協力する医師会も同様であり、手取川扇状地に網の目状に広がる農業用水を管理する手取川七ヶ用水土地改良区など住民生活の基盤を同じくしています。</p> <p>FM-N1の開局以来、これら諸機関の人たちも多数が番組に出演、地域情報の発信を担っています。また、リスナーの多くも居住していると確信しています。</p> <p>この広域圏が占める地域の範囲は明治、昭和、平成の大合併の所産として出現したものではありません。古代の手取川扇状地開拓の時期から連綿と続く共同体なのです。823年に加賀国石川郡が定められて風土、伝統、文化を培ってきました。旧盆の先祖供養、各種の節句も月遅れの旧暦で祝います。新盆、新暦による行事を行う金沢市とは、隣接しながらも一線を画すのも、同広域圏が一つの地域として息づいている証左でもあります。</p> <p>FM-N1は、この地域が可聴地域となる必要を痛切に感じています。隣接する白山市等、放送を行おうとする区域を新たに追加したうえで、当該地区の受信品質向上のための諸施策(空中線電力の増力や中継局の設置)を望みます。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。御要望の点につきましては、今後の検討に当たっての参考として承ります。</p>
20	株式会社 エフエムあやべ	<p>弊社(株式会社エフエムあやべ)の開局当時の平成10年前後は、第3セクターのコミュニティ放送局の開局が相次ぎました。その背景には阪神淡路大震災がありますが、弊社が開局に至った背景は別の要因があります。</p> <p>すなわち、戦後の昭和25年、綾部町と十一村が合併し綾部市が誕生しましたが、市域が広大となり情報格差が常に問題になっていました。そして、綾部市は平成3年通産省のニューメディア・コミュニティ構想応用発展地域の指定を受け、2年間調査研究の結果、旧村部におけるオフトーク通信と市街地におけるコミュニティ放送の方向が決定され、平成10年4月17日に弊社の開局に至ったのであります。</p> <p>現在、総世帯の70%が直接FM電波を受信し、残る30%はオフトーク通信により弊社の放送を聴取し、行政情報と地域情報を入手しています。しかし、旧村部のオフトーク通信設備は10年以上経過しており、老朽化と機器の製造中止など新たな情報伝達手段の開発が急務となってきました。光ファイバ等の代替方法では市の財政負担が膨大となります。</p> <p>綾部市は高齢化率30%を超え、特に高齢化率50%を超えた限界集落と言われる集落も多く存在しており、さらに高齢化率100%となった集落もあります。そのような高齢化の進んだ地域においては、オフトーク通信から得た弊社の放送による地域情報が大変重要ですが、オフトーク通信の廃止が目前に迫ってきました。高齢者にとって身近なラジオの情報はスイッチ一つで得られる最も簡単で効果的な方法です。</p> <p>従って現在、綾部市に於いては早急に旧村部の公平な情報を保証することが急務となっております。</p> <p>弊社の設立理念を鑑みますと、全世帯、全世代に格差のない情報を提供することは弊社の最大の使命であり、さらに綾部市の地形・地勢を見ますと、オフトーク通信廃止後は、空中線の増力、もしくは異なる周波数での中継局の開局で直接電波を受けることが最適であると考えられます。</p> <p>今回の意見募集は市町村合併により市町村エリアをカバーできなくなった場合を想定しての改正案ですが、綾部市のように合併をしなかった地域でも元々あったエリア内の難聴問題を解決できる可能性がある改正でもあり、法改正の整備を進めていただきますよう要望します。</p>	<p>本改正は市町村合併の行われた地域に限定したものではありませんが、本改正案を支持する御意見として承ります。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
21	FMなかしべつ放送株式会社	<p>FMなかしべつ放送（株）があります中標津町は、北海道の東部、根室管内の中央に位置し、基幹産業を酪農とし商業・サービス業の盛んな人口24,000人の中核都市であり、東西約42Km、南北27Kmに及ぶ684.98Km²の広大な面積を有し、標高差が大きな地形の町であります。この地域はラジオの受信状況が非常に悪く、特に民間放送はFM放送やAM放送も十分に届かない「電波過疎」状況にあります。</p> <p>また、鉄道が廃止されて交通手段として自動車への依存が非常に多く、カーラジオを聴取する傾向が高くなっており、このため、現行の20W空中線電力では行政区域をカバーすることはできません。</p> <p>一方、中標津町と「緊急災害時における災害放送に関する協定」を締結しており、緊急割込装置を導入して町から直接放送できるシステムとなっております。町や町民からは、全町地域をカバーして欲しいとの強い要望があがっております。</p> <p>しかしながら、中継局を設置する方法もありますが、小さな放送局では設備投資が高額となることで、経営面から困難な状況にあります。</p> <p>以上のことから、今回の放送普及基本計画の一部改正案では、放送を聴取することができなかった多くの住民が恩恵を受けることになることから、FMなかしべつ放送（株）は、この改正案に賛成を致します。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。</p> <p>増力と中継局設置との関係については、例外的な増力のためには、世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。</p>
22	株式会社コミュニティエフエムはまなす	<p>岩見沢市は平成18年市町村合併により204.74k m²から481.10k m²へ2倍以上の面積となり、現状の出力20Wではカバーしきれない放送エリアとなっております。勝手ながら北海道という地域性等にご理解を頂きまして、難聴地域の解消に向け特段ご配慮を宜しくお願い申し上げます。</p> <p>1. 放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）改正案に対する意見 （改正案条文） （1）一般放送事業者（受託放送事業者を除く。）による放送については、原則として、一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限し、さらに、コミュニティ放送については、<u>空中線電力の値を必要最小限のものとする</u>ことにより、できるだけ多くの者に対し放送を行う機会を開放する。 （意見） 上記下線部分の前に次の条件を追加をお願いします。 「放送エリア内の難聴地域解消対策として地域におかれている様々な実情、地域振興等をふまえた上で、当該事業者からの意見聴取しそれらを検討した上で、」</p> <p>2. 電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）改正案に対する意見 （改正案条文） カ 空中線電力について （7）他の無線局に混信を与えないものであること。 （意見） ①（ア）の条文に次の項目を追加をお願いします。 「但し、当初割り当てられた周波数が他事業者と接近（0.1MHz差など）している、あるいは同一周波数などにより混信する場合は該当する事業者と管轄する各総合通信局がその解決にあたる。」</p>	<p>1 今般の放送普及基本計画の変更案は、できるだけ多くの者に対して放送を行う機会を確保する観点から、コミュニティ放送については空中線電力の値を制限することにより、開局計画のある市区町村における新規開局の機会を確保しようとする趣旨であり、参入機会の確保の基本的考え方を明確にしたものであり、現案のとおりとします。</p> <p>2 今回の改正において空中線電力に関する例外的な措置に係る要件の一つである、「他の無線局へ混信を与えないもの」については、混信が生じない場合に限り認めようとするものであり、生じる混信を各総合通信局が排除することは困難であるため、現案のとおりとします。</p> <p>なお、放送エリアの世帯カバー率の向上のための方策については各総合通信局、あるいは具体的な方法については日本コミュニティ放送協会にご相談いただくことが可能です。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
23	個人	<p>私は大学においてマスメディア文化を講じている研究者です。またNPO京都コミュニティー放送（愛称京都三条ラジオカフェ）の副理事長、番組編成担当をしています。</p> <p>私はかねてからコミュニティーFMが地域メディアとして十分その機能を発揮できない現状にあり、また財政上も困難を極めているのは出力が20ワットという小電力に制限されているためと主張してきました。</p> <p>ビルの林立する市街地で聞こえない、</p> <p>京都コミュニティーFMの場合も、開局以来、聞こえない、聞き取りにくいという苦情が続いています。その多くは放送エリアの中心部である京都の中心市街地です。コンクリートビル、マンション、及びアーケード商店街などで、電波が通りにくく、ほとんど聞こえない状態です。また室内では周波数の近い大出力局の電波にのみこまれて聞こえないという現象も起きます。周辺をコンクリートビルに囲まれて聞こえないビル陰障害も顕著です。番組提供や広告スポットCMなどの要請のため、企業、商店、団体などに訪れた際、聞こえないため効果がないとして断られるケースが数多くあります。</p> <p>通常室内のラジオを、屋外アンテナを設置して聴くということはほとんどなく、出力を増力するか、市街地近接地に別周波数のアンテナを設置する以外に解決策はないと思われます。</p> <p>広域化とエリアの拡大、京都の場合</p> <p>ところでコミュニティーFMはもともと市町村単位に設置されてきましたが、最近の町村合併で、広域市が誕生しているため、コミュニティーの概念、単位もまた拡大しました。そのため、今回の法改正で、必要に応じた最低限の周波数の付与、異なった周波数を持つ中継局の設置によるエリア格大は時宜を得たものです。</p> <p>ところが中規模都市では依然としてコミュニティーが区に細分化されているところが多くあります。区は必ずしもコミュニティーの実態を備えず、単なる行政上の区分であるのが実態だと思います。</p> <p>京都市の場合、区がコミュニティーの単位と考えられているなめなのか、京都コミュニティー放送もまた中京、下京という、行政区分の一部分をエリアとした周波数免許になっています。しかし京都市というコミュニティーは歴史的にも文化的にもまとまりのある一つのコミュニティーとして形成されて来ました。そのためエリアを京都市全域に広げる必要があります。</p> <p>大学のキャンパスをコミュニティーととらえた免許に道を開いてほしい</p> <p>京都には市内および周辺地区に数多くの大学のキャンパスがあります。数万人の学生がキャンパス内で勉強、スポーツ、食事などに多くの時間を過ごし、日用品、事務用品を購入し、大学によってはキャンパス内あるいは隣接する寮、近隣のアパート、下宿で生活もしています。小ぶりな市にも匹敵するコミュニティーが形成されているとみるべきでしょう。ひるがえって考えるとイギリス、アメリカ、カナダなどでは大学のキャンパスラジオが隆盛を極めています。私はかねてから大学のキャンパスラジオの必要性を唱えてきました。大学に必要最小限の出力によるコミュニティーラジオを免許することは、大学生の地域コミュニティーへの発信を促進し、大学が周辺コミュニティーとも連携する良い機会となるでしょう。</p> <p>以上の状況を踏まえて、次のような提言をしたいと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 出力20W以上を認可する条件に、市街地中心部のビル障害を加え、ビル周辺地およびビル内部でも聴取可能となるような措置を講じる。 京都市などに見られる中規模都市に於いて、市全域が一つのコミュニティーだと考え、そのため市全域で聴取可能な出力を与える。あるいは周波数の異なる中継局を付与する。 大学のキャンパスを一つのコミュニティーとしてFM開設申請を認める。その際、キャンパスの大きさに応じた出力とする。 	<p>本改正は市町村合併等により面積が広く、20Wでは十分にカバー出来ない場合に空中線電力に関し例外的な措置を可能とするための改正であります。FMラジオ放送を室内でクリアな状態で聴取するには、屋外アンテナの設置等による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティー放送局に限らず、県域局においても電波の弱い場所では同様の対応が求められます。</p> <p>また、コミュニティー放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティー放送の位置づけを変更するものではありません。</p> <p>御要望の点につきましては、今後の検討に当たっての参考として承ります。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
24	礼文町	<p>現在、FMコミュニティ放送局の開局予定のない本町では、受信できるFM放送は、NHK・FMの1局だけである。</p> <p>本町の所在する宗谷広域圏の中心となる稚内市のFMコミュニティ放送が受信できるようになると、地域の生活に密着した情報が得られることになることから、放送区域拡大にむけた「放送普及基本計画」の改正としていただきたい。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。</p>
25	特定非営利活動法人おおすみ半島コミュニティ放送ネットワーク	<p>特定非営利活動法人おおすみ半島コミュニティ放送ネットワークは、鹿児島県大隅半島（以下、当地域という）でいずれも特定非営利活動法人が放送事業者のコミュニティ放送局であるFMかのや、FMきもつき、FM志布志、FMたるみずで組織するコンソーシアム法人であり、私はその理事の一員としてコミュニティ放送局の設計、設立、運営に携わった経緯をふまえて意見書を提出するものです。</p> <p>今回の改正案は、意見募集1改正の背景で説明されているとおり、現行の空中線電力ならびに中継局に関する基準では市町村合併による面積拡大の結果各地で生じている不感地域解消に資するものとして高く評価します。</p> <p>当地域でも鹿屋市、志布志市、肝付町はいずれも合併により面積で2倍程度にひろがり、各コミュニティ放送局の親局（いずれも20W）のみでは当該自治体の半分～三分の二程度（面積比）しかカバーできていませんでした。</p> <p>さいわい開局以来地域密着の地元メディアとして運営してきた実態に対して理解と評価を得た結果、鹿児島県と4自治体が設立した「大隅地域コミュニティFM活用推進協議会」および当該自治体の支援により2008年度不感地域解消のため中継局整備事業を実施しました。</p> <p>しかし、それら中継局の設計に際しては、現行制度のもとで、当該自治体が求める世帯カバー率100%（当地域は台風、豪雨災害の多発地であり、各自治体はコミュニティ放送の防災機能を評価、期待。行政予算を投入する以上、防災無線と平行、補完または代替するために全世帯で聴取できることを前提するのは当然）を達成することは不可能でした。その点、今回の改正案が実施されれば、当該自治体における世帯カバー率100%を前提する親局、中継局の設計が可能となるものであり、今回の改正案を高く評価するゆえんです。</p> <p>ただし改正案のうち、電波法関係審査基準第5の4(1)カ(エ)の案文は、各通信局の現場での運用の際、改正案の趣旨に沿わない審査が行われる恐れのあるあいまいさを含んでいる表記となっているため、一部文言の削除が適当と考えます。</p> <p>案文は「当該放送を行おうとする地域以外の地域における放送区域ができる限り小さくなるよう、工事設計上最大限の措置が講じられていると認められること。」としていますが、前段は放送普及基本計画の趣旨、またコミュニティ放送局が増加しつつある現状から当然として、後段における『工事設計上最大限の措置』という表現は、何をして『最大限』とするか、あいまいです。せつかくの改正案趣旨に反して「最大限の措置が認められない」とする恣意的な審査が濫用される恐れがあります。「最大限」という文言がなくても改正趣旨は十分達成される一方、この文言がはいることで肝心の改正趣旨が阻害される場合も生じると考えられます。よって改正案当該文中から「最大限」という文言の削除を提起するものです。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>現行20W以下の場合であっても、放送を行おうとする地域以外の地域における放送区域をできる限り小さくなるように対策を講じることを求めています。本改正案により20Wを超える電力を認める場合には、従来に比べて隣接市町村へのスピルオーバーがさらに大きくなることが想定されます。また、スピルオーバーとして放送区域外に送信されることになる電力を、放送を行おうとする地域内に適切に配分することで空中線電力の無用な増力が避けられると考えます。</p> <p>このような考え方から、20W以下の場合に比べて、より厳密にスピルオーバーを抑制するための最大限の措置が講じられている場合に限り認めることとしていますので、現案のとおりとします。</p>
26	稚内商工会議所	<p>稚内市エリアにおいて、現在FMコミュニティ放送は1局のみであり今後も開局予定は無い状況と聞き及んでおります。</p> <p>放送エリアとして、稚内市内と隣接する一部町村であります。市内にあって市街地と丘陵が近接している為、一部市内において放送が届かない難聴地区が点在している現状にあります。</p> <p>当市にあるFMコミュニティ放送局は、平成4年地域の絶大なる支援のもと待望の放送局として開局され、以来「地域メディア」として当商工会議所も強い結びつきを有し、地域としても受発信による住人とのネットワークを構築しております。</p> <p>FMコミュニティ放送局は、地域の放送局であると共に地震・津波など緊急災害時の避難等伝達システムとしての役割を有しております。</p> <p>冬季間の交通情報の伝達は必須で、暴風雪時の道路通行止め情報や天候に左右される空路の移動から陸路（鉄道・道路）への切り替え時の迅速な情報の伝達システムは、当地にとって無くてはならない存在であります。</p> <p>貴総務省の放送普及の一部改正は、広域的に迅速な情報提供と地域の安全確保、地域振興の確立に寄与するものでありますので、実現方を要請し意見とさせていただきます。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
27	株式会社 エフエムラジオ新潟	・コミュニティ放送局の空中線電力について 一定の要件を満たす場合に限り増力を認めるとありますが、現行規定の原則を維持し例外的な事案については慎重に取り扱われるよう要望します。(ア)他の無線局に混信を与えない事については、その地域における既存局の実情や地形の特異性を考慮した上で既存局の放送エリアへの混信や干渉を与えないなど、詳細な検証を行う配慮が必要であると思われま	本改正案では、既存の放送局を含む他の無線局への干渉を与えないことを前提に、例外的に増力を認めることとしており、その審査は既存局へ混信を与えないように十分に行われる必要があると考えます。
28	株式会社らむれす	㈱らむれす(ステーションネーム：三角山放送局)がある札幌市西区は、人口190万都市・札幌の西方に位置し、東方向には市内中心部が広がる平野、南方には手稲山や藻岩山など山稜、西北には小樽・石狩湾の海湾と三方それぞれの異なるエリアに囲まれた地域です。都市環境と自然環境が共存するその複雑な地形により、放送区域内のエリアにおいて、現状の空中線電力では到達し得ない場所が存在しております。具体的には山間のエリアである、西野地区、平和地区、福井地区です。放送区域内聴取者からも「雑音ばかりで聞こえない」「近所の方が出演するというので、周波数を合わせたが受信できなかった」など同種の意見が開局以来、数多く寄せられております。札幌市西区という弊社の放送区域において、不到達地域が存在している事実は、地域情報の幅広い伝達という最低限の開局目的も果たせないばかりではなく、災害時の非常放送の受信、災害情報の伝達においてその役割を遂行することができないことを意味しています。弊社が抱える不到達地域のケースは、放送区域の面積が広大な場合ではありませんが、山間部の地形がもたらす不感地域の存在を認識された上で、空中線電力についての議論をしていただきたいと存じます。改正案の中における「他の無線局に混信を与えないものであるとすること」「地域の世帯カバー率向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない」といった条文に関しましては賛成をいたします。さらに、弊社は現状15wでの運用をしておりますが、不感地域が存在しながら20wの運用が許可されない局の措置についても何らかの是正を検討していただきたく存じます。	本改正案を支持する御意見として承ります。
29	株式会社 FMなかつ	弊社の所在する中津市は合併後に大きく市の面積が広がりました。20Wでは市全体をまかなう事は困難であり、今でも難聴地区の市民から「なんとか聞こえるようにならないか」等の要望を多く受けています。防災の観点からも富にその重要度が高まりつつあるコミュニティ局においては、市町村全体に放送がいきわたることは極めて有益な事と考えます。全国各市町村の面積および地形は様々であり、それらに臨機応変に対応検討おこなわれることが可能な改正案は極めて適切であると考えます。特に新しく開局を検討している地域においては、開局の意味、役割をより一層確固たるものにできると思います。よって本改正案には全面的に賛成いたします。電波法関係審査基準の一部改正案と併せて考えた場合、空中線電力をできるだけ有効な形で使う上で改正案は適切であると考えます。ただし、新規局からの改正案実施であれば問題無いと思いますが、改正に伴い既存局の見直し等も同時におこなわれ現行出力の値を下げる等の措置が発生する場合は、定着リスナー層、及びスポンサーからのクレーム等で局に多大な混乱が生ずることも考えられます。ゆえに、本改正案は改正後に開局する局への効力であることが適切であると考えます。	本改正案を支持する御意見として承ります。今般の改正により既存の無線局に対し、減力等の対応を求めるものではなく、改正後の申請等について適用されるものです。
30	株式会社エフエム 小樽放送局	株式会社エフエム小樽放送局(愛称 FMおたる)が、エリアとしている北海道小樽市は、道都・札幌市に隣接し、人口およそ13万8千人の風光明媚な港町で、運河の街、ガラスの街としても知られ、年間およそ700万人の観光客が訪れる観光都市です。しかし、街の形状は山坂が多く細長い地形となっているため、現行の20ワットの空中線では、不到達地域をカバーすることができません。また、当社は小樽市と「災害時における非常放送に関する協定」を結んでいます。難聴地域があるため、災害発生の際、緊急を要する情報を市民が共有することができず、多くのリスナーから「難聴地域を解消してほしい」とのメッセージが寄せられています。電波法関係審査基準の改正案では、中継局設置について触れていますが、当社にとりましては費用負担が大きすぎ、現下の状況では対応不可能です。おそらく、難聴地域を抱えているコミュニティ放送局の多くは、同様の状況下にあると思います。このたび、ご通知いただきました放送普及基本計画及び電波法関係審査基準の一部改正案は、ぜひとも積極推進の方向で、実現に向けてご努力いただきたく、条件が整った場合の空中線の増力申請には、格段のご配慮をお願い申し上げます。	本改正案を支持する御意見として承ります。コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとしてされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。増力と中継局設置との関係については、例外的な増力のためには、世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
31	室蘭まちづくり放送株式会社	<p>室蘭まちづくり放送株式会社「FMびゅー」がある室蘭市は、隣接する登別市、伊達市の3市を室蘭地域として地域住民に認識されていることと、室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町をひとつの地域として合併を視野に入れた広域連携を行政が準備している西胆振地域として、生活圈及び経済圏は一体化しています。</p> <p>また、当放送局は、災害時に地域住民への迅速かつ正確な情報提供協力を行う「災害時における非常放送に関する協定」を室蘭市、登別市と締結しており、日常の行政情報を放送するための契約も、室蘭市及び登別市の2市と締結していますし、定期的な噴火が予想される有珠山、駒ヶ岳、樽前山なども近くに存在し、海にも囲まれています。</p> <p>さらに、室蘭警察署とも「地域の安全情報等の発信手続きに関する合意書」を締結していますが、室蘭警察署管内は、室蘭市と登別市の2市であります。</p> <p>しかしながら、室蘭地域は、山と谷の起伏が大きく、ちょっとした山の陰になると室蘭市内でさえも放送を受信できない地域が存在し、地域住民からの苦情が相次いでいるところです。</p> <p>したがって、今回の放送普及基本計画の一部改正案の「他の無線局に混信を与えないものであること」「当該放送を行うとする地域の世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない」等一連の改正案は、放送を聴くことができなかった多くの住民の情報デバイドの解消を願い、室蘭まちづくり放送株式会社として、賛成いたします。</p> <p>以下、制度の運用に関して要望いたします。</p> <p>電波法関係審査基準の改正案で、中継局設置について触れておりますが、コミュニティFM放送局の多くは中継局設置のための費用負担は経営を圧迫することから、結果的に中継局設置を断念せざるを得ないことが予想されます。</p> <p>従いまして、室蘭地域のような地形的要因により市内及び生活圏内でありながら受信できない地域で、電波の混信が認められない等、条件が整った場合における空中線の増加申請については、ご配慮くださいますようお願いいたします。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。</p> <p>また、コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。</p> <p>増力と中継局設置との関係については、例外的な増力のためには、世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
32	個人	<p>1. 放送普及基本計画</p> <p>「コミュニティ放送について、空中線電力の値を必要最小限のものとする」との追加について</p> <p>(1)「できるだけ多くの者に対し放送を行う機会を開放する」ための方法について</p> <p>「できるだけ多くの者に放送を行う機会を開放する」ことは、当然のことですが、そのための方法として「空中線電力」を制限することをもって第一かつ唯一の手段であるかのように記述することは、不適当と思われる。多数への開放のために採りうる手段は他にもあります。</p> <p>放送局（無線従事者）の側では「帯域幅の制限」および「副次的放射（スプリアス）の削減」があります。</p> <p>そして、電波管理行政の側では、多くの参入需要のある帯域に対する、より多くの「帯域幅の割当て」があります。</p> <p>これらのいずれに対しても「努力」を求め、必要に応じて制限を課す旨を記述すべきです。また、この件については「コミュニティ放送」に対する特例とすべきではなく、全ての放送事業者に対して実施すべきです。</p> <p>例えば、以下のような記述への変更を求めます。</p> <p>「また、全ての放送事業者は、できるだけ多くの者に対し放送を行う機会を開放するために必要な空中線電力の値の制限、帯域幅の制限、副次的放射の抑制に努める。また、行政庁は需要に応じた帯域幅の確保および拡大に努める。」</p> <p>(2)「必要最小限」の条件の明確化について</p> <p>上記の通り、全ての放送事業者は、より多くの参入機会の確保のために「必要」な空中線電力の抑制などに努め、また指導・助言に応じることが求められますが、その際の「必要最小限」の定義および判断条件が「不明確」です。</p> <p>また、これと関連して、コミュニティ放送の空中線電力を原則「20W」としている下記「電波法関係審査基準」の指定理由も「不明確」です。</p> <p>ここで重要なことは、コミュニティ放送事業者だけでなく、全ての放送事業者が公共の電波帯域を公平・平等に利用する機会を確保することです。そのためには全ての放送事業者が、合理的な理由および条件に基づいて、相互に空中線電力や帯域幅の抑制に協力することが必要です。</p> <p>放送の機会の確保および拡大について、全ての事業者および行政庁が協力する上記の条文案を前提に、以下の「必要最小限の条件」についての判断基準を併記または補足することを求めます。以下、文案</p> <p>「計画本文、第1の1(1)に掲げる必要最小限の空中線電力の値は、当該放送局の放送圏域の外縁において、この放送圏域を含み、またはこれに隣接する他の放送局による電界強度と同等の電界強度を得るために必要な値とする。」</p> <p>つまり、我々の京都コミュニティ放送の場合であれば、当放送局の圏域を含む「京都エフエム放送」および隣接圏域の「大阪エフエム」「エフエム802」などの電界強度と同等の強度を、当放送局の圏域外縁（京都市中京区北部および京都市下京区東部）において得られるだけの空中線電力を「必要最小限」とする、ということです。</p> <p>2. 電波法関係審査基準</p> <p>ア「20Wを超える例外的な空中線電力の指定に係る審査基準の明確化」についてこの条文についても、上記1.(2)と同様の「公平・平等」の原則を求めます。距離の二乗に反比例して減衰する電界強度の特性を踏まえれば、原則的に、空中線接地場所を中心とする放送圏域の半径に応じて、数学的、電磁気物理学的な合理性に基づいて空中線電力の値が割り当てられるべきです。</p> <p>この原則にもとづいて、以下のように条文を改めることを求めます。</p> <p>(1)「原則20W制限」の撤廃を求めます</p> <p>圏域の面積、形状、地形条件、都市条件を度外視した、一律の空中線電力の制限は合理的ではありません。まず、「20W」に原則的に制限されているコミュニティ放送の空中線電力の原則制限は撤廃すべきです。</p> <p>(2)「電界強度原則」に基づく空中線電力の割当手を求めます</p> <p>これに換えて、新規の放送局免許の交付時には、以下の制限を設けることが合理的です。またこれはコミュニティ放送に限らず、全ての放送局を対象とすべきです。</p> <p>「新規に放送事業を開始しようとする者に対しては、その放送圏域の外縁において、すでに当該圏域で放送を行っている無線局による電界強度を得ることができることが予測される値を空中線電力の上限とする」</p>	<p>御要望の点につきましては、今後の検討に当たっての参考として承ります。</p> <p>本改正は市町村合併等により面積が広く、20Wでは十分にカバー出来ない場合に空中線電力に関し例外的措置を可能とするための改正であります。FMラジオ放送を室内でクリアな状態で聴取するには、屋外アンテナの設置等による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局に限らず、圏域局においても電波の弱い場所では同様の対応が求められます。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
		<p>(3)実態的な受信状況に応じた調整を求めます さらに、送信空中線の接地条件や地形条件、都市化状況、および家屋等の構造条件などにより、実態としての受信状況は変化します。そのため、実態的な受信状況（世帯カバー率）の確保のためには事後的な実証に基づく調整が必要です。 受信実態調査等は各放送局の負担において実施することはやむを得ないと考えますが、調整の機会を確保し、実態的な世帯カバーの公平・平等性を確保するために、以下の条文の追加を求めます。 「なお、放送局免許の更新時においては、当該放送局は、その責任において実施する実態的な電界強度測定結果に基づいて、電界強度の公平および平等を期するための空中線電力の増強または縮減を求めることができる。 この場合の実態的調査には、当該圏域の典型的な家屋等の室内における電界強度測定を含むものとする」</p> <p>3. 補足 (1)アナログ地上波テレビ帯域の積極的な活用 平成23年度の地上波テレビ放送のデジタル/UHF帯への移行によって、FM放送帯域上限に隣接するVHF帯域の利用が可能になります。コミュニティFMやVICS文字放送などを含むVHF帯の多様な活用に向けて、コミュニティFM放送等への当該帯域（特にTV-3ch以下の帯域）の割当を積極的に進めるとともに、各受信機等メーカーに対する帯域幅拡大への対応要請をお願いしたいと思います。 (2)都市部および家庭内受信への特段の配慮のお願い 先述のように、県域放送局との公平・平等な電力割当をお願いする背景には、私どもの「京都コミュニティ放送」については、市街地内や室内での受信状況が極めて微弱かつ不安定である、という実態があります。 屋外での測定による現在の電界強度測定では、たとえば鉄筋コンクリート造のマンションやオフィスの室内での受信、鉄骨構造のアーケードによるシールド効果が非常に強い商店街内での受信などは、ほとんど不可能なのが現状です。 住宅から出ることもままならない独居高齢者や障害者、店舗や事業所内での情報摂取に頼らざるを得ない事業者など、放送による情報伝達を強く望んでおられる方々がおられます。 コミュニティ放送が、地域に住まい、働く方々に聞いていただけない状況は、私どもの放送がその「責務」を果たせていないことと同義です。これは、私ども放送にたずさわる者にとっては極めて残念なことであり、市民のみなさんに本当に申し訳ないと、日々、苦慮しているところです。 なにとぞ、県域放送など既存の放送事業者とコミュニティ放送の違いは（特に受信者市民にとっては）「圏域の大きさ」だけであることを再確認いただき、受信状況の改善にぜひとも必要な空中線電力の大幅増強をお認めいただきたく、お願い申し上げます。</p>	
33	株式会社 エフエム大阪	<p>1. 現在の放送用周波数使用計画において、コミュニティ放送は、原則として、“空中線電力は20W以下で必要最小限のもの”とされているが、改正案「第5放送関係 4超短波放送局 (1)コミュニティ放送局 力 空中線電力について」において(7)~(E)の条件を満たす場合に限り20Wを超える空中線電力とすることができるとある。 この点について、コミュニティ放送制度の前提条件である“市区町村の一部を対象とした限定的なサービス”を行う上で“空中線電力は必要最小限”の方針は遵守する必要があると考える。</p> <p>今回の空中線電力の緩和によって、制度の趣旨に反し“増力することによって放送区域が広がり県域FM放送に近い受信環境が達成できる”といった誤解が生じている。今回の改正が増力の上限値を定めないことによって、“任意の値まで増力可能である”といった誤解を生まないよう、行政は関係機関などに働きかけるべきである。</p>	<p>1 本改正案では、他の無線局への干渉を与えないことを前提に、例外的に増力を認めることとしており、その審査は既存局へ混信を与えないように十分に行われる必要があると考えます。 2 御要望の点につきましては、今後の検討に当たっての参考として承ります。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
34	株式会社 柏崎コミュニティ放送	<p>今般の改正は、誠に時期を得た改正で基本的に歓迎いたします。当局では平成の大合併で新地域となった地域の住民から放送が聞こえるようにして欲しいと言う要望が大変多く寄せられており、これは度重なる地震災害の発生により多くの市民から放送・情報の重要性が認知された結果と考えています。エリア状況を改善する為に、現状中継局の設置が必要ですが、弱小放送局には初期投資・運営費とも経済的に大変で困難な状態です。当局と致しましては改正の暁には、是非聴取世帯数増加の為に放送出力増力を希望いたします。又中継局設置の場合も同一周波数による同期放送は技術的に難しいので、別の周波数による中継局設置を希望します。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。</p> <p>増力と中継局設置との関係については、例外的な増力のためには、世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。</p>
35	福知山FM放送 株式会社	<p>この度、コミュニティFMの空中線電力及び同一周波数による中継局に関して、審査基準の見直しが行われることは、コミュニティFMにとって非常に歓迎すべきことであり、地域社会におけるコミュニティFMの果たすべき地域貢献の拡大及び脆弱な経営基盤の改善に大きく役立つことから一日も早く実現していただきたく、以下のとおり意見を申し上げます。</p> <p>1. アンテナ方向性の柔軟な見直し</p> <p>当放送局は昨年の3月に開局しましたが、総合通信局への免許申請に係る相談は、その2年前から行っており、その際、当時の担当者からアンテナの方向性について隣接コミュニティ局の放送エリアに食い込むことから、方向性を住宅の少ない山岳の方向に向けるように指導がありました。</p> <p>結果、当市の比較的人口の多い地域でありながら、隣接するコミュニティ局のアンテナ移設もあって、隣接コミュニティ局の電波が当放送局の電波よりも強くなり、多くの当市住民が隣接放送局を聴いており、CM提供企業も隣接局でCMを流すことのほうがCM効果が大きいということでキャンセルになりました。アンテナの方向性については、シミュレーションによる机上検討だけの一方的な決定ではなく、コミュニティ局の意向も尊重しながら決定していただきたく思います。</p> <p>限られた少ない電力を有効活用したいコミュニティ局においては電波の無駄遣いになり、また脆弱な経営基盤に追い打ちをかけることにつながっています。</p> <p>他のコミュニティ局を見た場合、2、3市にまたがっているところは沢山あるように見受けられます。是非、柔軟にアンテナの方向性を再検討できるように図っていただきたく存じます。</p> <p>2. 空中線電力の早急の見直し</p> <p>当市でも1市3町が合併しサービス対象エリアが拡大したにも関わらず、空中線電力の小ささもあって聴取人口比率が非常に小さくなっています。インターネットサイマル放送を始めたものの、高齢化が進む地方において、高齢者にとっては、やはりラジオが手軽な情報収集源になることはいまでもありません。地域における木目の細かな情報を提供するにはコミュニティFM放送は県域放送局や全国放送局とは大きく違って、地域の独居老人等に対する生活支援情報、地域に即した子育て支援情報、災害時におけるさまざまな情報提供源になります。</p> <p>コミュニティ放送局の場合、20Wの制限から実際はそれ以上の出力が可能で送信機を設置していますので、設備投資コストから現状の送信機（当局の場合で30Wまで可能かと）での出力アップを図っていただければ幸いです。</p> <p>空中線電力の見直しは是非とも行っていただきたく存じます。</p> <p>3. 異なる周波数による中継局の設置と補助金制度</p> <p>山間部の多い当地では、やはり、異なる周波数による中継局の設置は是非とも実現したく考えています。地元行政の防災無線による緊急放送自動割込み装置によるFM放送での情報提供を行っています。単純に考えて合併前の旧3町にそれぞれ必要であると考えます。3局設置となれば、それ相応の負担が強いられますが、地元行政による全面的支援は地方行政財政の困難さもあって望めません。デジタルディバイドの解消、地上デジタル化と同じように地方におけるFMラジオ、特にコミュニティFMの不感地域の解消に向けて中継局設置に対する補助金制度や国都道府県市によるコミュニティFMを使った広報制度を設けていただきたく存じます。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。御要望の点につきましては、今後の検討に当たっての参考として承ります。</p> <p>なお、コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
		<p>コミュニティFMの必要性については、年間に多額の助成をしている地元行政もあれば、そうでないところもあり大きな温度差を感じます。また、民間企業においても、地域の活性化や直接人命にかかわる情報提供等を行っているコミュニティ放送に対する認識度も環境問題と比べても非常に低く、民間企業によるCMなどの協力も十分に得られていないのが現状で、時には「人の命ってこんなに安いのか」と疑問を持ちます。</p> <p>2004年10月の台風23号では、私も自宅に帰る途中、他の多くの車と共に山間部を走行中に河川の氾濫・決壊や山崩れ・道路の損壊で、前にも後ろにも進めず車のなかで不安の一夜を過ごした経験を持っています。有線電話や携帯電話は不通、テレビも入らない状況での不安を持つ最中、県域ラジオ放送の音楽番組を聴いていて違和感を覚えました。全国放送局では十分の情報は得られずじまいでした。</p> <p>放送局免許状の放送事項にも記載されているとおり、地域活性化対策、地域住民への生活情報や防災に関する情報等、関係機関と一体となって地域密着型の木目の細かい情報の提供ができるのは、何と云ってもコミュニティFM放送以外にはないと確信しています。コミュニティFM放送の持つ地域社会における必要性については放送免許を与えておられる総務省は誰よりも一番の理解者であると思います。</p>	
36	鎌倉エフエム放送株式会社	<p>コミュニティFM放送は地域の一部を放送エリアとする放送局として制度化されました。しかしながら、現行のFM放送置局基準は本放送開始（1969年）当時の条件に基づき策定され30年近く運用されてきましたが、技術進歩による受信機性能向上と小型化が進み、カーラジオやラジカセ、携帯ラジオ等による移動受信や携帯受信へと変化したため、当該受信設備での安定した受信環境確保がエリア内でも困難となっています。超短波放送（地上系）の送信条件（置局基準）について受信環境の改善及び更なる周波数の有効利用の観点から、受信形態の変化に対応した送信空中線設備の選択の自由度を高めていただきたいと思います。</p> <p>コミュニティFM放送について、周波数の有効利用及び受信者の利便性の向上を図る観点から、コミュニティFM放送の区域を一つの周波数でより効率的にカバーする場合には、その空中線電力については、可能な範囲において許可するものとしていただきたい。また、同一周波数による中継局の設置についても容易な設置が可能となるよう方策の検討をお願いしたい。</p> <p>近年の自然災害におけるコミュニティFM放送の役割は増しており、自治体もコミュニティFM放送局への期待は大きく、役割も明確化してきました。地域を活性化させる重要な地域インフラとして改正案の早期の法制化を希望いたします。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。</p> <p>中継局設置に係る御要望の点につきまして、今後の検討に当たっての参考として承ります。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
37	浜松エフエム放送株式会社	<p>今般、J C B A会加盟の会員社を対象に、経営状況アンケートを実施し各局の運営状況および今後の展開を業界団体として取りまとめてまいりました。</p> <p>今後のコミュニティFM放送事業運営を検討する中でコミュニティFM放送についての受信環境の改善を求める要望が特に多くありました。今回の改正案に対して賛成の意見を申し上げます。</p> <p>コミュニティFM放送は地域の一部を放送エリアとする放送局として制度化されました。</p> <p>しかしながら、現行のFM放送置局基準は本放送開始（1969年）当時の条件に基づき策定され30年近く運用されてきましたが、技術進歩による受信機性能向上と小型化が進み、カーラジオやラジカセ、携帯ラジオ等による移動受信や携帯受信へと変化したため、当該受信設備での安定した受信環境確保がエリア内でも困難となっています。</p> <p>超短波放送（地上系）の送信条件（置局基準）について受信環境の改善及び更なる周波数の有効利用の観点から、受信形態の変化に対応した送信空中線設備の選択の自由度を高めていただきたい。（垂直偏波の免許に対する基準の緩和）</p> <p>会員各社からの難聴地域解消の相談に対する調査を行ったところ、送信空中線の設置地上高が十分ではない上に現行の免許審査基準では水平偏頗により放送エリアを確保することが前提となっているため、水平偏波の多段合成方式等のアンテナを使用する例が多く実質思うような放送エリアが確保されていない事例が多数報告されております。</p> <p>その半面、必要最小限の電力でシンプルな構造の垂直偏波用の空中線を使用する事が有効である事は十分に確認され、すでに免許された局では難聴対策の有効な手段である事が立証されております。</p> <p>コミュニティFM放送について、周波数の有効利用及び受信者の利便性の向上を図る観点から、コミュニティFM放送の区域を一つの周波数でより効率的にカバーする場合には、その空中線電力については、他の局へ混信を与えない範囲において許可するものとしていただきたい。また、同一周波数による中継局の設置についても容易な設置が可能となるよう方策の検討をお願いしたい。</p> <p>今回の改正案により、市町村合併による難聴地域解消の手段となることを期待するものであります。近年の自然災害におけるコミュニティFM放送の役割は増しており、自治体もコミュニティFM放送局への期待は大きく、役割も明確化してきました。地域を活性化させる重要な地域インフラとして改正案の早期の法制化を希望いたします。</p> <p>「放送普及基本計画の一部改正案等に対する意見募集」に関し意見を提出します。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。</p> <p>中継局設置に係る御要望の点につきまして、今後の検討に当たっての参考として承ります。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
38	株式会社 エフエムなよろ	<p>(株)エフエムなよろがある北海道名寄市は、本州の都市部と違い広大な面積を持っています。また、町村合併により山間部を挟み南北に長い面積を有する事より、現行の20ワットの空中線電力では不到達地域をカバーすることはできません。</p> <p>当該地域は隣接する下川町、士別市、美深町はもとより、音威子府村、中川町、さらには、網走管内や日本海側からも、医療の面でも拠点都市として、また、経済圏および生活圏の面からも、名寄市は当該エリアの中でも中心となっています。</p> <p>また、当局は、災害時には当該地域住民への迅速かつ正確な情報提供協力を行う「災害時における非常放送に関する協定」を名寄市と締結しております。しかしながら、市内智恵文地区に中継局を設けて運用しているものの、単一の周波数での運用のため、電波の干渉により、思ったほど効果が上がっておりません。また、それ以外にも電波の不到達地域があるため、災害時には電波が届かないという事象が想定され、地域FM放送の最も重要な役務である「緊急時放送」の使命を担いきれません。</p> <p>また、「平成の大合併」で議論されていた、中川町、音威子府村、美深町、下川町、(旧)風連町、(旧)名寄市の枠組みでも、本州では単一の県レベルの広大な面積となりますが、電波メディアでの文化の共有が図れていたなら、当時の合併協議も別な結果をもたらしたかもしれません。この面でも、国の目指す方向に地方としても応えられる有用な手段としてコミュニティFMを用いていただきたいのです。</p> <p>したがって、今回の放送普及基本計画の一部改正案の「他の無線局に混信を与えないものであること」「当該放送をおこなおうとする地域の世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない」等一連の改正案は、放送を聞くことができなかった多くの住民の情報デバイドの解消を願い、(株)エフエムなよろとして、賛成をいたします。</p> <p>以下、制度の運用に関して要望いたします。</p> <p>電波法関係審査基準の改正案で、中継局設置について触れておりますが、コミュニティ放送局の多くは中継局設置のための費用負担は経営を圧迫することから、結果的に中継局設置を断念せざるを得ないことが予想されます。したがって、北海道上川北部のような広大な地域で電波の混信が認められない等、条件が整った場合における空中線の増加申請についてはご配慮くださいますようお願いいたします。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。</p> <p>増力と中継局設置との関係については、例外的な増力のためには、世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。</p>
39	株式会社 エフエム愛知	<p>1. コミュニティ放送の制度について</p> <p>「放送法施行規則」、「放送普及基本計画」ではコミュニティ放送の放送地域は、一の市町村の一部の区域であること、商業、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、教養文化活動等の施設が整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分に発揮されることが見込まれる区域においてその普及を図る、と明記されており、市町村の一部を対象とした限定的な放送サービスとしている。</p> <p>過去の地震等の災害時に、地元のきめ細かな災害情報を地域住民に提供し続けた活躍は、コミュニティ放送の強みを遺憾なく発揮したものであるが、県域FM放送とは役割が異なるため互いの特徴を出し合う棲み分けは存在する。</p> <p>今回のコミュニティ放送の制度改正は、放送地域は特定区域に限定されている、という大原則を損なうものであってはならない。</p> <p>市町村合併による放送区域拡大は理解しつつも、市町村の一部区域の連続性拡大は制度原則に反するので、放送区域の拡大は慎重に対応願いたい。</p> <p>2. 空中線電力について</p> <p>今回の制度改正案は、空中線電力20Wの現行規定の例外を条件付きで規定したもの、と理解している。最も懸念するのが県域FM局に対する混信妨害であるので、当局の慎重なる検討をお願いしたい。また市町村合併による区域拡大のために現状のコミュニティ局を増力で広くカバーするのは、コミュニティ放送の制度原則に反するばかりでなく、混信の原因ともなる。</p> <p>増力は最後の手段であり、中継局設置による放送区域拡大の方がより細かく地域に情報を伝達できる筈である。</p>	<p>1 コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。</p> <p>2 本改正案では、既存の放送局を含む他の無線局への干渉を与えないことを前提に、例外的に増力を認めることとしており、その審査は既存局へ混信を与えないように十分に行われる必要があると考えます。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
40	株式会社 FM鳥取	<p>国が推進してきた市町村合併により、「放送に関する需要が見込まれる地区」が、現行法制定時に想定された面積よりも大幅に広域化した都市が地方部に数多く出現しており、合併による広域化に対応した空中線電力が必要であると考えます。なお、空中線電力が20Wまでならば他局との混信を起こすことは無く、20Wを超えれば混信を引き起こすという技術的根拠はなく、空中線電力は個別具体的に判断すべきであると考えます。また、現行法に則った同一周波数を使用した中継局の設置では、地形によっては混信が発生する為、設置不可能となる場合がある他、技術的に可能であっても、小出力の中継局を多数設置する必要があり、県域局よりも収益性に劣るコミュニティFM局において、その費用負担は重く、コストの問題により設置が困難となっています。ちなみに、周波数が逼迫している都市部とは異なり、合併で広域化した地方都市周辺では、実質的に市町村数が減少しているため、周辺都市において新規開局が見込まれる場合においても、十分に対応できるだけの周波数の数が確保できるようになったことから、異なる周波数による中継局を設置しても、問題が生じる可能性はかなり低いものと思われれます。</p> <p>「広域的な対応のできる限り節約し、効率化を図るとともに、グレードの高いサービスの提供やまちづくりを進めていくことが大切である」と謳った合併特例法に基づき、合併した都市において、効率的な行政運営を促す上で、コミュニティFMを活用する事は、大いに期待できるものと考えられますが、現行法下では、広域化した市域全域に電波が届かない場所も多く発生しており、同じ行政区に住みながら、居住区により情報伝達に格差が生じる形となっています。その格差を可能な限り無くすためにも、訓令どおり改正することが適切であると考えます。</p>	本改正案を支持する御意見として承ります。

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
41	アップルウェブ株式会社	<p>《現出力下での放送環境》</p> <p>① 緊急時や災害時における役割の増大 現行のコミュニティ放送局は、生活情報・行政情報・観光情報などの通常時の放送もさることながら、緊急時や災害時における貴重な情報手段として、地方自治体やその他の行政機関及び市民からその役割を期待されており、近年ますますその傾向が強くなっている。また、各コミュニティ放送局自体も設立目的にそのことを盛り込んでいる場合がほとんどであるが、現状の出力下では難聴地域がかなり存在し、その役割を十分に果たすことが不可能である。</p> <p>② 同一行政区域内での難聴地域の多さ 現状20ワットの出力では、山間部や送信所から距離のある地域での受信は無理であり、更に市町村合併後はその範囲が拡大している。</p> <p>③ 屋内受信の困難 車両による受信状況は、おおむね良好であるが、現状20ワットの出力では、いくら設計を工夫しても、絶対出力が不足しており、送信所から半径500メートルくらいの市街地中心部においても、屋内では難聴世帯が発生している。ましてや半径1キロ以上の屋内受信は総じてかなりの困難が生じているのが現状である。</p> <p>④ 自動選局機能付ラジオでの受信の困難 市販のラジオでは自動選局機能のついたラジオが主流になりつつあるが、現状の出力だと、あまりにも電波が弱く、その受信機の性能にもよるが、屋外でも感知できる場所が限られており、屋内の場合はさらに狭い区域となっている。</p> <p>⑤ 同一周波数使用による、中継局設置の困難 同一周波数使用による中継局の設置には、送信所の基本構築物だけでも多額の費用が生じ、さらに電波が被る地区の対策に膨大な費用が発生し、営業基盤の脆弱なコミュニティ放送局が負担するにはかなりの無理が生ずる。</p> <p>《上記から派生する問題点》</p> <p>① 難聴地域の存在は、聴取者獲得機会の逸失になり、クライアント獲得の不調につながる。そのことがコミュニティ放送の経営安定を阻害し、経費削減によるスタッフの縮小などで魅力ある番組制作が困難になると同時に、緊急時の放送体制の構築にも影響を及ぼしており、結果として、更なる聴取者離れを引き起こし、まさに負のスパイラルに陥っているといっても過言ではない。</p> <p>② 聴取者はラジオを聞く際、受信状況の良い局をあらかじめメモリーしておくか、自動選局機能でサーチして聞く傾向が多くある。現状出力の場合、送信所に近い場所以外では絶対的な出力が弱いため、なかなかサーチ出来ない状態にある。その結果、聴取者は、いざ、緊急事態が発生しても同様の行動を取ると思われ、ふだん慣れ親しんだ放送局にダイヤルを合わせることになり、結果として、コミュニティ放送がいかに重要なお知らせを放送しても、市民に届かない恐れが生じる。</p> <p>③ 難聴地域の存在は、同じ市町村の住民間でも情報取得機会に格差が生じ、更にこの事象は、緊急時や災害時において、情報不足による二次被害の発生にも繋がる恐れがある。この原因が法律の規制によるものだとすれば、まさに公共の福祉に反する事態である。</p>	<p>総務省の考え方</p> <p>本改正案を支持する御意見として承ります。本改正は市町村合併等により面積が広く、20Wでは十分にカバー出来ない場合に空中線電力に関し例外的な措置を可能とするための改正であります。FMラジオ放送を屋内でクリアな状態で聴取するには、屋外アンテナの設置等による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局に限らず、県域局においても電波の弱い場所では同様の対応が求められます。また、コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。増力と中継局設置との関係については、例外的な増力のためには、世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。また、コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
		<p>《上記を踏まえた意見》 難聴地域の解消は、コミュニティ放送業界にとり、長年の課題であり、聴取者に対しての義務であると考えております。いくら緊急時や災害時の情報手段といわれても、屋内で聞こえなければ意味がなく、また市民の情報取得機会の平等という観点からも問題があるといえます。よって今回の改正案により、難聴地域の解消に繋がるのであれば、おおいに歓迎すべきことであり、総論としては賛同する次第であります。内容を見ますと多少の疑問点・不明点がありますので、下記に記述いたします。</p> <p>(1) 放送普及基本計画(昭和63年郵政省告示第660号)の一部改正案について 首都圏などの地域では、チャンネル数も多く、緊急時や災害時の情報も豊富で、いずれかの局を選局すればよいが、情報源の少ない地方都市においては、チャンネル数も少なく、当該地域のコミュニティ放送局の役割は非常に重要であると考えます。緊急時や災害時に情報難民を出さないためにも、空中線電力の必用最小限の出力とは、当該行政区域内の市民全員が、屋内で安定して受信できる規模の出力とすべきであると考えます。</p> <p>(2) 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部改正案について 力 空中線電力についての項目は、キ 中継局についての項目と同レベル以上の優先順位として寛大な運用を希望したい。特に力(イ)の空中線電力を増加する方法以外という項目が、キの中継局設置を指し示しているのであれば、空中線電力増加に優先して中継局設置ありきということになり、前述の通り、コミュニティ放送局にとって中継局設置に係る膨大な費用を捻出することは困難であることから、今回の改正案事態が有名無実化する恐れが生じると考えられます。</p> <p>また、エ(イ)及び力(ウ)の項目は新規参入者保護のための対策と思われる、これ自体には異論がありませんが、逆の場合で、経済的にも文化的にもほぼ同一の生活圏を形成していて、かつコミュニティ放送局の開設・運営が困難な小規模の隣接している自治体から、行政情報や緊急時及び災害時の情報を住民に提供できるよう、放送エリアを拡大して欲しい旨の要望をされた場合にも、空中線電力増加または中継局を設置できるような項目を追加すべきであると考えます。</p>	
42	株式会社 エフエムくしろ	<p>㈱エフエムくしろがある釧路市は、1362.75km²という全道3番目の広大な面積をもち、人口規模も札幌、旭川、函館に次ぐ4番目の都市であり、道東の経済の中心をなしております。</p> <p>弊社は釧路市が平成17年に音別町、阿寒町と合併したことから、新市民にも平等に情報を伝達していこうと、翌年に多額の費用をかけ、阿寒町、阿寒湖温泉、音別町の3地域に計3つの送信所を増設いたしました。</p> <p>しかし、阿寒、音別町は山岳地帯が多く、20ワットの空中線出力では、不到達地域がかなり多く、市民が生活、仕事のために車で阿寒、音別、旧釧路市の間を移動することから、“車移動時に同じ市なのだから電波が切れないようにしてもらいたい”と要望も出ております。</p> <p>また、釧路市の合併は、飛び石合併であり、同じ生活圏である、旧釧路市と音別町の間にある白糠町民からは“釧路市、白糠、音別までの国道沿いでFMくしろの情報聞きければよいのだが”という意見も出ており、隣接している釧路町でも同じ意見、要望がでております。</p> <p>また、弊社は釧路市と災害協定を締結しておりますが、釧路地区は地震の多発地帯であり、太平洋沿岸は津波による被害も想定され、白糠、音別、釧路町の沿岸住民へ、もれのない災害情報伝達ツールとして弊社の放送の必要性が高いことから、今回の放送普及基本計画の一部改正案の“当該放送をおこなおうとする地域の世帯力カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない”等の一連の改定案は、たいへん良い策と株式会社エフエムくしろとして賛成をいたします。</p> <p>また制度の運用に関して以下を要望いたします。</p> <p>電波法関係審査基準の改正案に基づき、弊社は経営を圧迫するにもかかわらず、多額の費用をかけ中継局(送信所)を3局増設しましたが、エリアカバー率が低いことから、広大な地域で電波の混信が認められない等、条件が整った場合における空中線の増加申請については何卒、ご配慮くださいますようお願いいたします。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとしておこなうところですが、空中線電力に關し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。</p> <p>増力と中継局設置との関係については、例外的な増力のためには、世帯力カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。</p>
43	有限責任中間法人日本 コミュニティ放送協会 北海道地区協議会	<p>広大な面積を有し、さらに市町村合併などにおいて広域的なコミュニティが形成されつつある北海道において、コミュニティ放送の全国一律の空中線電力では放送エリアを十分にカバーすることは困難です。</p> <p>北海道のコミュニティ放送局が地域メディアとしてその責務を全うするためには、本道の地域特性に合致した出力が必要です。したがって、今回の放送普及基本計画の一部を改正する案のとおり、改正することが適切であると考えます。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
44	個人	<p>総務省のHPを見て、意見募集をしていると聞きメールいたしました。</p> <p>私は北海道増毛町に住んでいます。隣の留萌市にはコミュニティFMのFMもえるがあり放送をしています。私も実家が留萌にあたりしてよく行き来をしているのですが、FMもえるは増毛町はおろか、留萌市内でもよく聞こえない地域があります。</p> <p>HPの説明には「空中線電力は20W以下で必要な放送エリアをカバーできる必要最小限のものとしています」となっていますが、コミュニティ放送局は災害時などにとっても有益なものでありますし、市内の中でも聞こえない地域があるのは不便な気がします。出力の改正ですこしでも聞こえる地域が市内に増えることを期待しているのです。</p>	本改正案を支持する御意見として承ります。
45	株式会社 ねむろ市民ラジオ	<p>株式会社ねむろ市民ラジオがある根室市は北海道の最東端に位置し、東西に70キロ、南北に10キロ、東西に細長く太平洋に突き出た根室半島の全域で、北方領土を目の前に国境に面している地域であります。</p> <p>人口は30000人で隣接地域までは60キロ程度あり、地域性から経済圏、生活圏は一体化しております。</p> <p>FM局で聴けるのは、NHKと当局であり、また、地震が多い地域でもあることから、根室市と災害協定を締結し、災害時等には緊急放送システムを使用しての市民への呼びかけ等を行っております。</p> <p>しかしながら、現在空中線電力20Wでは地形から根室市全体をカバーできず、何かが起こればラジオが主になるにもかかわらず、地域住民に対しまして、様々な緊急時、通常番組でもきめ細やかな安全、安心な地域情報を提供できずにあります。</p> <p>また、一方で電波法関係審査基準の改正案で、中継局設置について触れておりますが、コミュニティ放送局の多くは中継局設置のための費用負担は経営的に厳しい状況にあることから、結果的に中継局設置をあきらめざる得ない状況にあると考えます。</p> <p>当局は、地理、地形からもうしましても電波の混信はなく、災害時等においても地域の情報発信の中心になるのは間違いないと確信しておりますので、今回の放送普及基本計画の一部改正案の「他の無線局に混信を与えないものであること」「当該放送をおこなおうとする地域の世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない」等の一連の改正案は、放送を聴くことのできなかった多くの地域住民の願いであることから、この度の改正案にねむろ市民ラジオは賛成いたします。</p>	本改正案を支持する御意見として承ります。
46	四国コミュニティ放送協議会	<p>四国コミュニティ放送協議会は、(財)日本コミュニティ放送協会に加入の四国内会員社で構成する任意団体で、四国内のコミュニティ放送局の発展をめざし情報共有・技術協力・制作協力等を行っております。</p> <p>かねてより当該地区に電波の不到達地域を抱えており、本来情報を共有することができる地域住民にサービス提供ができない状況がありました。さらに、市町村合併において、置局当時に比べ当該地区が拡大したことで、同一行政サービスを受受する市域の難聴地域が拡大し、可聴エリアの拡大を求める要望が市域住民よりあがっております。</p> <p>したがって、難聴問題の解決に資する今回の「空中線電力の値を必要最小限のもの」にし、例外的にでも20Wを超える空中線電力を許容する方向へ門戸が開かれたことは、難聴問題を抱える四国内のコミュニティ放送局にありましては、訓令案に賛成するものです。</p> <p>願わくば、以下制度の運用に関し要望を致します。</p> <p>今回、審査基準がより明確化されたことで新たな置局ならびに既存局とも難聴域の解消に向けての検討がし易くなったと解釈いたします。しかしながら、難聴域解消の手段として中継局の設置が最優先されると、コストが非常にかかることから事実上コミュニティ放送局の難聴域解消の方法は閉ざされる可能性が高いと思われます。また、難聴域が可聴エリアでは表せない市内中心部および郊外の人口密集住宅地の鉄筋コンクリート住宅に集中する傾向が高まっております。これら住宅群での聴取も可能とすべく最大限の努力をもって、開設ならびに増力の許可をいただきますようお願いいたします。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとしてされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。</p> <p>増力と中継局設置との関係については、例外的な増力のためには、世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。</p> <p>また、本改正は市町村合併等により面積が広く、20Wでは十分にカバー出来ない場合に空中線電力に関し例外的な措置を可能とするための改正であります。FMラジオ放送を室内でクリアな状態で聴取するには、屋外アンテナの設置等による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局に限らず、県域局においても電波の弱い場所では同様の対応が求められます。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
47	コミュニティ放送を使って地域のつながりを作り育て・福祉・防災に役立てる会	<p>(1) 放送普及基本計画の改正案について コミュニティ放送の増加によって、地域に密着した情報を提供する役割を果たす機能が地域住民の自発的な参加により充実する方向に向かっていることに期待感を持っています。ご提示の改正案によって、これまでの出力では届いていなかった域内への情報提供が可能となることは望ましいと理解します。</p> <p>(2) 電波法関係審査基準について 上記の改正案同様、審査を経ることにより、予定されている地域に届いていないという課題を克服することが可能になる場合は、望ましい改正だと考えます。</p> <p>しかし、東京23区内においては、すでにマスメディアをはじめとした電波利用が活発なために、新たなコミュニティ放送は行えないと伺っています。自治体を単位としたコミュニティ放送は、大災害時の人命救助や安全確保、災害後の早期復帰などに重要な役割を果たすとの期待が高まっているにもかかわらず、現在の状況では、23区内に自治体をカバーする規模の放送をもつことが不可能な地域が存在する状態です。</p> <p>そこで、東京23区内においては、各自治体を単位とした情報提供が可能なくみが必要と考えます。コミュニティ放送と同様の趣旨における放送においては、ミニFMの出力数の拡大によって可能とするのも一案ではないかと考えます。</p> <p>土地面積が23区で最大の大田区には、羽田空港や流通の要所が存在するほか、住民の従事する職業やライフスタイルも多様であり、さまざまな言語を母語とする外国人も多数暮らしており、地域防災については丁寧に検討することが求められています。</p> <p>地域防災の観点から、FM放送に期待する声は従来からありましたが、最近では、地域住民による高齢者の見守り活動や自然環境整備活動、子どもたちの教育の場としても効果的であると、FM局の設置を求める声が急速に増えており、具体的な検討を改めてはじめています。</p> <p>日ごろの情報提供によって、災害時の緊急対応に貢献できる地域の公共財としての放送が可能となる環境整備・仕組みづくりを期待しています。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、都市部においては、周波数が逼迫しており、コミュニティ放送局が未開局の市区町村における開局要望への周波数の割当てさえも出来ないところが多くあります。したがって、そうした地域においては、例外的な増力も認めることが出来ないと考えます。</p> <p>御要望の点につきましては、今後の検討に当たっての参考として承ります。</p>
48	特定非営利活動法人 京都コミュニティ放送	<p>意見要旨 電波法関係審査基準の改正案の中で、空中戦電力について（イ）の世帯カバー率の向上には、市街地の不感地域解消の強化を組み入れていただきたい。</p> <p>意見本文 2003年（平成15年）に京都市中央区と隣接する下京区を放送区域とするコミュニティFM局としての免許を受けて以来、今日まで放送を続けておりますが、放送区域の住民から「放送が受信できない」「雑音で聞きづらい」という訴えが絶えず寄せられています。この区域は商業ビルやマンションなど高層建築物が集中し、商店街も数多くありますが、特に中京区の中心街にあって全国的にも知られる「錦市場商店街」では全く受信できません。</p> <p>地元の商店街は、放送局を維持していく上では極めて重要な存在です。その商店街で放送が受信できないことは地域に根ざすコミュニティ放送局にとっては経営的に致命的な弱点となり、存在意義にも関わる問題です。</p> <p>また近年マンションが多く建築され、マンション人口は急増しています。居住する住民の多くは部屋内での受信が非常に困難であることから「なんとか聞けるようにしてほしい」と私どもの放送局への強い要望となり、受信の改善を求める声は放送局の認知度が高まるにつれて多くなっているのが実状です。</p> <p>コミュニティ放送は、「地域に密着した情報を提供するための放送」を目的として制度化されました。しかし私どもの場合、免許の放送区域内で、かつ聴取人口が最も多い京都市の都市部でありながら、受信できない住民が多く存在することは、コミュニティ放送局の目的を達成し得ていないことになり、地域・行政・観光の情報提供はもとより、災害緊急時の情報提供に大きな支障をきたすこととなります。</p> <p>今回の改正案では、世帯カバー率が重要視されていることは歓迎するものですが、その根拠として「市町村合併による面積の拡大」が上げられていますが、私どもが実情を詳しく述べましたように市街地における建築物の高層化による不感地域は、京都に限らず全国に多くの事例があることも十分に視野に入れていただき、面的なカバー率と同時に放送区域内の市街地における世帯カバー率の実質的向上を含めた改正をお願いするものです。</p> <p>以上</p>	<p>都市部においては、周波数が逼迫しており、コミュニティ放送局が未開局の市区町村における開局要望への周波数の割当てさえも出来ないところが多くあります。したがって、そうした地域においては、例外的な増力も認めることが出来ないと考えます。</p> <p>また、FMラジオ放送を室内でクリアな状態で聴取するには、屋外アンテナの設置等による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局に限らず、県域局においても電波の弱い場所では同様の対応が求められます。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
49	株式会社 FMオホーツク	<p>株式会社FMオホーツクがある街、北海道の東部、オホーツクに位置する北見市は、平成18年3月5日、北見市、端野町、常呂町、留辺蘂町が合併し、新「北見市」が誕生しています。人口13万人のオホーツク圏最大の都市です。面積は、1427.56km²で香川県の77%にあたり、北海道では第1位、全国で第4位の広さです。また、東西に延びる道路の距離は東京駅から箱根までの距離に相当する約110kmあり、長さは日本一です。</p> <p>合併後の平成20年6月1日の電波の日、弊社は開局していますが、広大な面積と複雑な地形など電波にとって電波不到達地域や合併前の旧市内においても難聴地域が複数点在する等、現在の20ワットの空中線電力では北見市エリアをカバーすることはできません。また「災害時における非常放送に関する協定」を締結している北見市からも現行では全てを網羅することが出来ず、北見市常呂町や留辺蘂町にも電波が届くような方策や要請も出ているところで、したがって、今回の放送普及基本計画の一部改正案の「他の無線局に混信を与えないものであること」「当該放送をおこなおうとする地域の世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない」等一連の改正案は、放送を聞くことができなかった多くの住民の情報デバインドの解消を願い、株式会社FMオホーツクとして、賛成をいたします。</p> <p>以下、制度の運用に関して要望いたします。</p> <p>電波法関係審査基準の改正案で、中継局設置について触れておりますが、コミュニティ放送局の多くは中継局設置のための費用負担は経営を圧迫することから、結果的に中継局設置を断念せざるを得ないことが予想されます。したがって、北海道北見市のような長さ日本一、面積北海道一であり広大な地域で電波の混信が認められない等、条件が整った場合における空中線の増加申請についてはご配慮下さいます様切にお願い申し上げます。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。</p> <p>増力と中継局設置との関係については、例外的な増力のためには、世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。</p>
50	社団法人 日本民間放送連盟	<p>1. コミュニティ放送制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ放送は“市区町村の一部”を対象にした限定的なサービスとして制度化されたものであり、県域超短波（FM）放送とは明確な区別やすみわけが存在する。コミュニティ放送の制度改正は、この大原則をいささかも揺るがすものであってはならないと考える。 ・ 「放送法施行規則」では“市区町村の一部の区域における需要にこたえるための放送”、「放送普及基本計画」では“放送に関する需要動向、周波数に関する事情等を勘案しつつ、商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図る”とそれぞれ明記されており、放送区域を限定的に捉える考え方はコミュニティ放送制度の根幹である。市町村合併等の事情があるにせよ、放送区域の行き過ぎた拡大によって県域FM放送との区分を曖昧にしてはならない。 <p>2. 空中線電力について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ放送局の空中線電力は「放送用周波数使用計画」に主たる規定があり、平成3年12月の制度発足当時は“原則1W以下”であったものが、平成7年2月に“原則10W以下で必要最小限”に緩和され、さらに平成11年3月には“原則20W以下で必要最小限”まで緩和された経緯がある。今回の制度改正案は空中線電力の現行規定を維持したうえで、例外的に原則を超える増力を認める要件等を新たに規定するものと理解する。放送区域の行き過ぎた拡大を避けるため、空中線電力の現行規定は今後も堅持すべきであるとともに、原則を超える増力について、行政は極めて慎重かつ限定的に取り扱うべきである。 ・ FM放送用の周波数が逼迫している東京23区およびその周辺、大阪市およびその周辺（兵庫県南東部を含む）のコミュニティ放送局をあらかじめ対象から除外することは、混信妨害を避けるために必要不可欠な措置である。他方、東京・大阪以外の地区においても“他の無線局に混信を与えない”ことを厳格に検証すべきである。 ・ 「放送用周波数使用計画」はコミュニティ放送局の周波数を“原則として76.1～76.5MHz”と規定しているが、これに沿わない局も多数存在する。これらの局については上隣接周波数帯への影響を十分考慮すべきであり、原則を超える増力についても、慎重に取り扱うべきである。 ・ これまでの空中線電力の緩和によって、コミュニティ放送の放送区域が広がる一方、制度の本旨に反し、“より一層の緩和があれば、県域FM放送に近い受信環境を達成できる”といった誤解が一部に生じている。今回の制度改正案がこうした誤解を助長しないよう、また、例外的な増力の上限值を定めないことをもって“任意の値まで緩和された”との新たな誤解を生まないよう、行政は適正な理解を関係機関等に働きかけるべきである。 	<p>1 コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。</p> <p>2 本改正案では、既存の放送局を含む他の無線局への干渉を与えないことを前提に、例外的に増力を認めることとしており、その審査は既存局へ混信を与えないように十分に行われる必要があると考えます。御意見を十分検討し、制度の運用を行って参りたいと考えております。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
51	F M小田原株式会社	現在、FM小田原（以下、当社）では、放送地域を神奈川県小田原市内に限定しているが、小田原市内でも難聴地域があり、また近隣市町村より放送地域の拡大と近隣市町村の情報の拡充を要請されている。 しかしながら、現状の空中線電力及び送信所の位置では、近隣市町村をカバーすることが出来ず、近隣市町村からも早急に改善してほしいとの意見が出ている。 今回の「電波法関連審査基準」改正案が採用された暁には、当社も上記理由により空中線電力の増力の申請を行いたいと思っている。	コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。
52	株式会社BIPSC	弊社が電波を発射しております厚別区は、高層マンションなど立ち並ぶ、ベッタタウンであり、なおかつ地形の起伏が激しいため、区内でも電波の届かない箇所が多く、地域の皆様からお叱りを受けております。 かといって中継局を設ける資金もなく、ぜひ出力増強の実現をお願い申し上げます。 コミュニティ放送は、災害時の緊急放送が最大の使命だと考えております。 いざという時の、緊急放送のためにも、是非宜しくお願い申し上げます。	本改正案を支持する御意見として承ります。 コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。 増力と中継局設置との関係については、例外的な増力のためには、世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。
53	ドリームスエフエム放送株式会社	カ 空中線電力について（ア）～（エ）の条件を満たすことは、もとより地域における防災情報等をより確実に多くの住民への伝達（放送）が可能になるような今回の電波法の改正は有効な改正として評価されるものです。 当放送局としても、今回の電波法の改正を積極的に活用して行きたいと考えています。	本改正案を支持する御意見として承ります。 コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
54	個人	<p>このたびの意見募集は、私たちFMラジオを愛する者にとって、大変に有り難く、意見を聞いてくれることに感謝致します。</p> <p>最北の稚内地方に住む者の多くは、中央都市との距離が遠く情報が少ないためか、あらゆる情報をどん欲に視聴する傾向にあります。ましてや高齢者の我々にとっては、耳からの情報源が大変、重宝しています。</p> <p>中央のラジオ（NHK/STV/HBCなど）は、聞きなれた者でなければ理解できない事も多く、あまり聞きませんが当地のFMラジオ（わっぴー）は身近な話題で判りやすく、市役所の判らない事も電話で聞くとすぐにラジオで教えてくれます。</p> <p>天気予報も地元気象台が判りやすく何度も放送してくれるし、火事があるときには直ぐに緊急放送で「どこどこです・・」と教えてくれて、私共は「サイレン鳴ったらすぐわっぴー」との合言葉で確認し合い、わっぴーは安全な街づくりに貢献してくれています。</p> <p>しかし、私たちが住む住宅地はFM局のアンテナが見えるところにありますが家の中では雑音が多くきれいな音で聴けません。</p> <p>わっぴーに電話しても「電波が弱いので申し訳ありません。」との事で、市役所でもなんとか雑音が入らないようラジオを聞く事ができないかと、議員さんに聞きましたがだめでした。</p> <p>毎日聴くラジオが聴きづらい日は、何か不安に感じ友達に放送が聞こえているか確認するぐらいです。</p> <p>また、甥は目が見えません。ラジオを楽しんで聴いていますがやはり、地元のわっぴーの放送で市内のイベントで人々の声を聴くと、街の様子が手に取るように判ると言います。</p> <p>夏には花火がありますが目が見えない甥は、FMわっぴーを聴きます。わっぴーでは花火大会を実況してくれて花火の色が手に取るように判ると言います。</p> <p>新聞が読めなくてもわっぴーで新聞を拾い読みをしてくれると言います。</p> <p>私の周辺には、多くの聴取者が口を揃えて、わっぴーの放送が雑音がなく、はっきりした声で部屋の中で聴きたいものだといつも言っていますがまったく良く聞こえるようになりません。街の中にもアンテナが見えても聞こえないラジオであるのでしょうか、まったく疑問でなりません。</p> <p>願います。私たち高齢者が安心して生活できる身近な情報を少しでも多く、そして地元の買物情報や市役所の職員の声がすっきり聞こえる雑音のないFMラジオとなるような電波をお願い致します。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>本改正は市町村合併等により面積が広く、20Wでは十分にカバー出来ない場合に空中線電力に関し例外的な措置を可能とするための改正であります。FMラジオ放送を屋内でクリアな状態で聴取するには、屋外アンテナの設置等による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局に限らず、県域局においても電波の弱い場所では同様の対応が求められます。</p>
55	長岡移動電話システム株式会社	<p>私どもコミュニティ放送局は、市内に向けて日常の生活情報、行政情報等地域に密着した情報を提供しております。</p> <p>開局時は空中線電力10Wだったものが現在20Wで運用中ですが、国策である広域合併により面積が大幅に拡大し、現在の上限值ではカバーできないコミュニティ放送局も多々あります。長岡市の場合、10の市町村が合併し新市の面積は東京都の1.3倍という広大な地域となりました。</p> <p>中継局建設にあたっては高額な費用もかかり、費用を極力下げるために現行の法令の一部改正を改正案の通り強く願うするものです。</p> <p>1. 放送普及基本計画の一部改正案について 改正案とおり、他局への干渉及び新規参入局に妨げにならない必要最小限の空中線電力を考慮願いたい。</p> <p>2. 電波法関係審査基準の一部改正案について 改正案とおり審査については行政意見照会し、開局の基準に適合しているのか調査を願いたい。</p> <p>また、中継局の設置においても、必要と認めるときは本局と別の送信周波数、及び空中線の偏波面についても改正案どおりに願いたい。</p> <p>以上、総務省報道発表 放送普及基本計画の一部改正案等に賛成し、早急を実施されることを望みます。</p> <p>また、実施にあたり、私たち全国のコミュニティ放送局で組織している、一般社団法人 日本コミュニティ放送協会（JCB A）においても、全国各社の要望アンケートにより意見募集をしており、今後、法の一部改正がされた場合、現状でも周波数が不足している地域には適応困難であることを技術委員会が中心となり、全国各社に指導する体制をも確立します。また、各種技術的アドバイスも受け、今後の法の一部改正等が的確に実施されるよう、行政と連絡を密にし、運用していきたいと考えております。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>今後の制度の運用にあたって、日本コミュニティ放送協会による各社への技術的アドバイスは有益なものと考えます。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
56	地域情報受信システム 実行委員会	<p>札幌市をはじめとする中核都市以外は、広大な大地に集落が点在している北海道の特性を踏まえ、防災情報をはじめとする地域情報を迅速かつ確実に提供するためには、コミュニティ放送に関する規制を緩和（もしくは地域特性等に応じてきめ細かく対応）すべきであると考えていたところであり、今回の改正案については賛成である。</p> <p>但し、次の事項についても、十分に配慮していただきたい。</p> <p>1 放送区域について、現在、一の市町村の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部と隣接する場合は、その区域を併せた区域を含む）に限定されているが、通院をはじめとする生活面や交通アクセスを含む経済面での結びつきが強い区域については、一体のコミュニティと捉えて、複数の市町村にまたがった区域とすることも可能とすること。</p> <p>2 地方自治体の意見について、地域の特性や実態などを十分に承知しているのは地方自治体であることから、審査に際して、その意見を形式的なものを取り扱わず、最重要なものを取り扱うこと。</p> <p>3 世帯カバー率の向上のための技術的方法の審査について、中継局の設置には多額の経費が必要となることから、単なる技術的な審査にとどまらず、費用対効果も含めて審査すること。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。</p> <p>増力と中継局設置との関係については、例外的な増力のためには、世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。</p>
57	日本コミュニティ放送協会 北陸地区協議会	<p>当協議会は、日本コミュニティ放送協会に加盟する北陸三県（富山・石川・福井）のコミュニティ放送局9社が、コミュニティ放送の健全な発展・普及を促進し地域の振興と公共の福祉の増進に寄与することを目的に、各種の活動を行っています。</p> <p>加盟各社は法令に則り、認可を受けた空中線電力で放送事業を行っております。各社とも開局当初より難聴地域を抱えており、技術的対応でのカバー率の向上などを研究してきましたが、現行の空中線電力では限界があるというのが共通認識です。</p> <p>さらに市町村合併などにより放送局の立地する自治体をカバーし切れないという事態が発生しています。自治体の一部区域を対象とした放送では地域の付託に応え切れず、企業としての健全運営の先行きも不透明にならざるを得ません。</p> <p>空中線電力の増力あるいは異なる周波数による中継局の設置の制度化は、以前より加盟社共通の希望事項でしたので、門戸を開放されることを歓迎いたします。</p> <p>今回の改正案につきましての要望と意見を以下に記します。</p> <p>この改正により、具体的な増力や中継局の設置を検討する放送局が出てくることが予想されます。改正案では「例外的な措置」との表現が見られ、機会がかなり限定されるように見受けられます。改正の意図を、より多くの放送局に積極的に措置を認める方向でご検討いただければ、具体的に可能性の検討や計画に入りやすいと考えます。</p> <p>公平かつ透明性のある基準の運用をぜひ行っていただき、コミュニティ放送をご支援いただけるような改正となりますよう要望いたします。</p> <p>電波の有効活用という側面からも、私たちは地域にとって有益な放送が健全に継続できるよう努力しております。この改正が既存のコミュニティ放送局に幅広く機会を与えるものであってほしいと考えます。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
58	株式会社エフエムわっかない	<p>1、電波を受信できない地域の解消について 日本最北に位置する稚内市は、広大な行政区域を持ち、北海道FMの電波も届かない情報の過疎地とも言われている中でコミュニティ放送局「エフエムわっかない」を開局したのが平成8年7月1日であります。 今もなお、地方経済の低迷と地域産業の疲弊するなかで、街の活性化と地域住民の「安全、安心にして心豊かな街づくり」を目指し、密着した住民への身近な情報や各行政機関からの公報業務また、最北国立公園の観光情報などのほか、災害時における緊急放送設備を整備するなど、厳しい住民生活における福祉の向上に務めています。 しかし、稚内市の行政区域が広大であることと、超短波での空中電力20Wであることから電波が届かず、必要な情報が受けられない区域が多々あり、地方住民から「はっきり聞きたい。」との強い要望が数多くあります。 稚内市議会においても議論され、緊急時に備えての情報の伝達は全市民に瞬時にすべきとの指導もあり、災害、火災などの重要な緊急行政情報も防災無線もないため伝達手段もなく、以前からFMラジオに頼る状況にあり、市や不安を持つ住民からも出力電波の増幅を要請されています。</p> <p>2、FMに値するクリアーな放送の要望について これまでに「はっきり聞こえるFMラジオ」とするため、第4次構造改革特区の申請を2回にわたり要請し、「住民にはどこでも聞ける」出力の増幅を約束してきました。 それは「稚内大火災害」があった時のこと、夜の中心街で大火災に戸惑う住民がいて当局が瞬時に危険地区の避難誘導放送、更に市職員への緊急召集放送、また交通渋滞の緩和放送など、12時間にわたり住民の安全を確保し、生命、財産を守ったその重要性が大きく評価され時であります。 そのなかで当局が最も不十分であった対応に住民の多くから「電波が薄い。」「移動中に雑音が入る。」など、出力が弱い事で緊急情報がクリアーに聞こえなかったとのことであり、特にラジオに頼る高齢者からは切実な苦情であったのであります。</p> <p>3、近隣町村からの関連情報提供の期待について コミュニティ放送の普及基準においては、各自治体に1局との規制があるなか、都市圏では、近くに数局存在しFMラジオから数多くの情報提供を受ける事ができます。 加えて当地方においては、1自治体でも全地域に電波が網羅されず、他の近隣町村への発信も当然、自粛規制されているリスナーには不平等との状況にあります。 最近、相互協力のもとに地域産業を推進する水産界、酪農界が組織合併など、急激に近隣町村との連携をもとに地方経済を押し上げる気運となり、あらゆる情報の共有が今や事業所のほか、住民個々の生活情報提供にも必要な条件となっています。 以上の視点から、地方住民の生活安定と地域産業の活性化に必須な情報の提供並びに、緊急災害情報の提供拡充のため、コミュニティ放送出力増幅の要請につき、特段のご配慮を賜りますよう、切にお願い致します。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。 コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。</p>
59	利尻町	<p>我が町においても、国、道の政策に添った構造改革の施策に取り組むことが余儀なくされ、今まで以上に住民の理解・認識できるわかりやすい情報の開示が必要となってきたことで、今後、地域がしっかり結束し協働・自立することができる手段を模索する動きがある中で、様々なあらゆるメディアを通し、近隣町村同士、情報を収集することが現在重要であることとして認識されているのであります。 宗谷唯一のコミュニティFM放送わっぴーは、宗谷地域の生活に密着し、観光情報、イベント情報、その他各種行政情報、防災情報など、地域住民のみならず、観光客などにタイムリーな情報を伝達するツールの一つであり、各市町村が望んでいるコミュニティの拡大に対し、大きな役割りを果たすものと期待されます。 今後は、さらに各地域の特性を出し、共有化を図ることにより、地域（コミュニティ）が元気になり、地域の方のみならず、観光やビジネスでいらしていただいている方々から、愛される放送局として位置付けされるものと思えます。 その上で、放送区域稚内市のみではめざすべき共有化は厳しく、やはりFMコミュニティ放送の放送区域拡大は必要であり、強く要望するものであります。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。 コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
60	豊富町	<p>コミュニティ放送局については、主に市区町村の一部の区域において生活情報や行政情報、観光情報など地域に密着した情報を提供するために設置される放送局となっております。</p> <p>当町の隣接市である稚内市においてはコミュニティ放送曲が1局開設されており、病気予防知識の普及や交通安全意識の啓蒙のための番組なども設けられ、受信地域の住民の方々福祉向上や生活安全に関する情報の提供などが日常的に行われております。</p> <p>また、当該放送局については周辺自治体のイベント情報の提供なども行われており、稚内市に隣接する町村とのコミュニティの向上も視野に入れた放送の取り組みが行われていると考えられます。</p> <p>現在、当該放送局が設置されている稚内市と隣接する町村間においては、購買やレクリエーションなどを目的とする交流人口も多い状況にあるほか、隣接する町村にはコミュニティ放送局が新たに開設される見込みがありません。</p> <p>以上の現状などから、特に本地域のような過疎地域においては、今後、改正法令等の趣旨の遵守により、当該放送局等のようなコミュニティ放送局の経営努力による放送エリアの拡大等が行われることにつきましては、受信地域住民の更なる福祉向上をはじめ、コミュニティエリアや交流人口の拡大などに寄与する面が大きいものと考えます。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。</p>
61	稚内農業協同組合	<p>稚内市内において、FMわっぴーは地域の生活に密着した情報、又、観光情報や行政に関する内容も含めて、市内を始め市街地の農村部においても情報伝達の貴重な情報元となっております。</p> <p>しかし、一部電波の弱い所も散見しており、難聴解消の為に放送局の電力アップは必要であり、強く要望するものであります。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p>
62	社会福祉法人稚内市社会福祉協議会	<p>株式会社エフエムわっかないは、1996年7月1日に開局し稚内市にあるコミュニティ放送局で、サポートスタッフ（わっぴークラブ）による自主制作番組も数多く放送されており、まさに地元密着型の放送を展開している。稚内市のほぼ全域と宗谷管内の一部を放送エリアにしているものの難視聴地域は存在し、災害情報も含めて的確でスピーディーな地域情報を流すFM局としては出力問題は是非解決しなければならない課題となっていた。</p> <p>特に宗谷支庁管内は、北海道の最北に位置し、東部はオホーツク海、西部は日本海、南部は上川・留萌及び網走地方に接し、北部は宗谷海峡を経てサハリン（旧樺太）を望み、さらに日本海には利尻・礼文島があり、総面積は、4,050.76km²で、全道総面積の約4.9%を占め、ほぼ長崎県の面積に匹敵しており、東西148.2km、南北100kmに及んでいます。</p> <p>このような広大な宗谷管内をエリアとした地方FM局の使命としては是非放送エリアの拡大は必須であり、財源的に中継局は困難であるために時代に合った、地域ニーズにあった空中線電力にさせていただきたいと考えます。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p> <p>コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。</p> <p>また、コミュニティ放送は、原則として、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとされているところですが、空中線電力に関し例外的な措置が可能か否かについては、今回改正する電波法関係審査基準に基づき個々に審査するものです。</p> <p>増力と中継局設置との関係については、例外的な増力のためには、世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。</p>
63	宗谷岬町内会	<p>日本の最北端の地であり、全国的にも名が知れた観光地として、多くの人々が訪れる所にある町内会です。</p> <p>近年、旅行が変化し、個人または家族の旅行者が自家用またはレンタカーにより訪れる様になり、地域の情報（観光地のガイド等）の発信が重要になっていきます。さらに、ここは沿岸漁業の盛んな所であり、日々の気象情報や防災情報が重要な所でもあります。</p> <p>そう言ったなかで、現在の放送はごく一部分しか聞けない状態ですので、是非、その範囲を拡大して欲しいと考えます。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p>
64	坂の下町内会	<p>稚内市内において、FMわっかないは地域の情報発信として放送していますが、残念ながら西稚内地区は聴く事ができません。</p> <p>稚内の地形は細長く、津波等災害時の心配もあり、やはり瞬時に情報発信出来るのは、地元FMコミュニティわっぴーしかありません。</p> <p>日頃は、地域の幼稚園から高校・大学生の行事、老人ホーム催事の様子、交通安全の呼び掛けなど頑張っている中で、やはり情報の共有が必要であると思えます。</p>	<p>本改正案を支持する御意見として承ります。</p>

No	提出者	提出意見	総務省の考え方
65	個人	以前、津波警報が出た時に稚内ではどのようなになっているのか心配でしたが情報がなく、FMわっぴーが聞こえたらいいなあ〜とつくづく感じました。 以前、稚内に入院していた時FMわっぴーを聞いて、島にも聞こえたらどんなにいいだろうと思いました。 私達も稚内には行くし、いろんな情報を流しているので役に立つだろうなと思いました。	本改正案を支持する御意見として承ります。 コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。
66	個人	私は毎日、稚内から豊富の町中までの出勤時にFMわっぴーを聴いています。出身が本州の方で、何局ものFMラジオを聴いて育ってきた「ラジオっこ」の私としては、出勤時間以外の放送にもとても興味があるのですが、稚内を含め豊富町は家の中だと全く聞こえません。地域に密着した情報を流しているわっぴーは親近感もわくので、豊富周辺でも聴けると嬉しいなあと思います。	本改正案を支持する御意見として承ります。 コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。
67	個人	車での移動中は必ずわっぴーを聴いています。 豊富でも聴けるんだなーと思っていたのですが、家の中では入らなくて残念です。隣町なのでたまに豊富のことも話してくれていて嬉しく感じます。しっかり電波が豊富まで届いてくれれば豊富町民にもわっぴーリスナーが増えて「昨日わっぴーに出ていたね」なんて話題でお友達と盛り上がれたらと思います。	本改正案を支持する御意見として承ります。 コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。
68	個人	私はNPO法人サロベツ・エコ・ネットワーク事務局の事務局長をしております。 以前からわっぴーさんは稚内に行くときなどによく聴いていたのですが、先日私共の活動を取り上げて頂き、大変感謝しています。 きっと稚内にはサロベツ・エコ・ネットワークとは何かも知らない方が多かったと思います。地域の情報として活動を紹介して頂けることは多くの方に私共の活動を知って頂くことにつながると思います。ですが、逆に豊富町はわっぴーの電波が非常に弱いので、車の中でしか聴けないのが現状であり、わっぴー自体を知らない町民も多いのではないかと思います。私は豊富町もわっぴーの聴衆エリアになることを強く願っています。	本改正案を支持する御意見として承ります。 コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。
69	個人	稚内地域に住む私達にとり、FMコミュニティ放送は、日常生活に欠かせない情報の元となっています。 地域の医者による予防知識、交通情報、福祉の問題、文化、行政からの報告等々、身近な人達による情報交換が地域の者に役立っている事は事実です。 特に稚内など、北の冬にあっては、暴風雪時の交通情報が必須です。 FMコミュニティがいかに地域メディアとして、市民社会に役立っているかを考えると益々の充実を願ってやみません。 又、同じ稚内に居ながら、場所によって聴こえない所もあるので、その点についても、何とか解決して頂きたいものです。	本改正案を支持する御意見として承ります。
70	個人	稚内市内の情報は勿論、宗谷管内の情報など、FMわっぴーの放送内容は地域に密着した最新情報を含め、生活の一部になっております。 然しながら、稚内市内においても、聴きづらく、私の住んでいる市内、栄町地区でさえ、雑音が入る時があります。 又、西浜地区、富士見地区に住んでいる方も自宅では聴けず、FM放送の情報を聴ける事を望む意見が多く聞きますのでここに意見書を提出致します。	本改正案を支持する御意見として承ります。
71	個人	現在、コミュニティ放送は今更、言う迄もなく、市民生活の一部になっております。 ましてや高齢化社会に向っている今、このコミュニティ放送の果たす役割は計りしれないものがあります。 今回、コミュニティ放送に係る一部改正案につきましては、是非、改正して頂く事を切に願います。 そして、良い放送を我々、地域住民に提供して頂きたいと思っております。	本改正案を支持する御意見として承ります。

○放送普及基本計画の一部改正案等に対し提出された個別意見への考え方

コミュニティ放送の空中線電力等に関し例外的な措置を可能とするための放送普及基本計画の一部改正案等に対し提出された意見の中には具体的な個別意見が含まれているものもありますが、主なものに対する基本的な考え方をまとめると下表のとおりです。

なお、今回改正しようとする制度内容以外の観点のご意見も頂いておりますが、それらについては、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。

主な個別意見	基本的な考え方
近隣の市町村も含めた広域市町村を放送区域とするために例外的な増力を認めるべき。	コミュニティ放送は基本的には一の市区町村の一部の区域を対象とした放送を目的としている放送局であり、本改正はこのコミュニティ放送の位置づけを変更するものではありません。
世帯カバー率を向上するため、中継局の設置は費用がかかるため、例外的な増力を認めるべき。	例外的な増力のためには、世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められることが必要になります。
都市部でも例外的な増力を認めるべき。	都市部においては、周波数が逼迫しており、コミュニティ放送局が未開局の市区町村における開局要望への周波数の割当てさえも出来ないところが多くあります。したがって、そうした地域においては、例外的な増力も認めることが出来ないと考えます。
ビル等の建物内部でもクリアに聴取できるよう例外的な増力を認めるべき。	本改正は市町村合併等により面積が広く、20Wでは十分にカバー出来ない場合に空中線電力に関し例外的な措置を可能とするための改正であります。FMラジオ放送を屋内でクリアな状態で聴取するには、屋外アンテナの設置等による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局に限らず、県域局においても電波の弱い場所では同様の対応が求められます。
他局の例外的な増力により、自局のエリアに混信を与えないようにすべき。	例外的な増力において、既存の放送局を含む他の無線局への混信を与えないことは前提条件の一つであり、その審査は既存局へ混信を与えないように十分に行われる必要があると考えます。